

改 正 案	現 行
<p>別 紙</p> <p>設計業務等の価格積算基準等の留意事項</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 調査・測量・設計業務等旅費交通費積算要領について</p> <p>1 [略]</p> <p>2 旅費交通費の構成 旅費交通費の構成は、次のとおりとする。</p> <div style="display: flex; align-items: center; margin-left: 40px;"> <div style="margin-right: 10px;">旅費交通費</div> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; height: 20px; width: 10px; margin-right: 5px;"></div> <div style="display: flex; flex-direction: column; gap: 5px;"> <div>交通費</div> <div>宿泊費</div> <div>宿泊手当</div> </div> </div> <p>(注) 作業打合せ及び現地作業等の<u>往復旅行時間</u>に係る技術者の基準日額は、直接人件費に計上する。</p> <p>3 旅費交通費構成費目の内容 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 宿泊費 宿泊費は旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は地域の実情を勘案して国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年5月1日大蔵省令第45号）（以下、旅費支給規程とする）で定める額（宿泊費基準額）と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額とする。<u>ただし、やむを得ない事情により現に支払った額が宿泊基準額を超える場合は、日程・経路等に照らして適切な宿泊施設を比較検討し、その結果から最も安価な額とすることができる。</u></p> <p>なお、宿泊費基準額は旅費支給規程別表第二（https://laws.e-gov.go.jp/law/325M50000040045/20250401_506M60000040070）の職務の級が十級以下の者に記載の一夜当たりの金額とする。（旅費支給規程別表第二の額は消費税込みで記載されているため、税抜き価格を積み上げるよう注意すること。）</p> <p>(3) [略]</p>	<p>別 紙</p> <p>設計業務等の価格積算基準等の留意事項</p> <p>第1 [略]</p> <p>第2 調査・測量・設計業務等旅費交通費積算要領について</p> <p>1 [略]</p> <p>2 旅費交通費の構成 旅費交通費の構成は、次のとおりとする。</p> <div style="display: flex; align-items: center; margin-left: 40px;"> <div style="margin-right: 10px;">旅費交通費</div> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; height: 20px; width: 10px; margin-right: 5px;"></div> <div style="display: flex; flex-direction: column; gap: 5px;"> <div>交通費</div> <div>宿泊費</div> <div>宿泊手当</div> </div> </div> <p>(注) 作業打合せ及び現地作業等の<u>旅行日</u>に係る技術者の基準日額は、直接人件費に計上する。</p> <p>3 旅費交通費構成費目の内容 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 宿泊費 宿泊費は旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は地域の実情を勘案して国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年5月1日大蔵省令第45号）（以下、旅費支給規定とする）で定める額（宿泊費基準額）と現に支払った額を比較し、いずれか少ない額とする。</p> <p>なお、宿泊費基準額は旅費支給規程別表第二（https://laws.e-gov.go.jp/law/325M50000040045/20250401_506M60000040070）の職務の級が十級以下の者に記載の一夜当たりの金額とする。（旅費支給規程別表第二の額は消費税込みで記載されているため、税抜き価格を積み上げるよう注意すること。）</p> <p>(3) [略]</p>

改正案

現行

4 旅費交通費の積算

[略]

4-1・4-2 [略]

4-3 旅費交通費の積算

4-3-1 [略]

4-3-2 滞在して業務を行う場合

(1) 作業打合せ及び現地作業等

旅費交通費 = 交通費 + 宿泊費 + 宿泊手当

なお、測量業務においては、滞在地から現地までのライトバン運転にかかる機械経費及び材料費は、測量業務標準歩掛の機械経費率に含まれているため、別途計上しない。

4-4 [略]

4-5 往復旅行時間の算定

往復旅行時間は、実情を考慮して計上するものとする。

[削る]

参 考

打合せ及び外業作業に係る所要日数の算定方法

① 調査・測量業務の外業に係る所要日数の算定は、下記によるものとするが、5日以下の場合には適用しない。

所要日数 = 移動に係る日数 + 滞在日数

滞在日数 = (外業実日数) × 30/22 (小数点以下切上げ整数止)

② 打合せ及び設計業務の現地調査等は、往復旅行時間を考慮した実日数とする。

往復旅行時間における基準日額の計上

往復旅行時間における基準日額は、往復に要する時間を実情に応じ算出し、直接人件費に計上する。

4 旅費交通費の積算

[略]

4-1・4-2 [略]

4-3 旅費交通費の積算

4-3-1 [略]

4-3-2 滞在して業務を行う場合

(1) 作業打合せ及び現地作業等

旅費交通費 = 交通費 + 宿泊費 + 宿泊手当

[新設]

4-4 [略]

4-5 移動日の算定

移動日は、下記のとおり計上する。ただし、実情を考慮して計上するものとする。

	片道1.0日計上	片道0.5日計上	備 考
鉄 道	$L \geq 400\text{km}$	$400\text{km} > L$	
水 路	$L \geq 200\text{km}$	$200\text{km} > L$	
バス路線	$L \geq 50\text{km}$	$50\text{km} > L$	

(注) (1) ライトバンの場合は、通勤が不可能で往復の移動時間が6時間未満の場合は片道0.25日(往復0.5日)、6時間以上の場合は片道0.5日(往復1.0日)の移動日を計上する。

(2) 旅費交通費の他に、移動日に係る基準日額は移動日数を合計し0.5日単位で直接人件費に計上する。

(3) 鉄道、水路及びバス路線が継続する場合は、バス路線を1として他の路線を換算して計算する。

(4) 外業の場合は、ライトバンにより計算する。

参 考

打合せ及び外業作業に係る所要日数の算定方法

① 調査・測量業務の外業に係る所要日数の算定は、下記によるものとするが、5日以下の場合には適用しない。

所要日数 = 移動に係る日数 + 滞在日数

滞在日数 = (外業実日数) × 30/22 (小数点以下切上げ整数止)

② 打合せ及び設計業務の現地調査等は、移動日を考慮した実日数とする。

[新設]

改正後	現行
<p>第3 記録映像製作業務の留意事項について</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 記録映像製作業務共通仕様書（例）</p> <p>第1条～第4条 [略]</p> <p>第5条（業務実績データの作成及び登録）</p> <p>受注者は、業務請負代金額が200万円以上の業務について、受注時、登録内容の変更時、業務完了時において、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）に基づく業務実績データを作成し、登録機関に登録申請の上、AGRIS上において監督職員の承認を受けなければならない。</p> <p>なお、登録データ作成等に要する費用は、受注者の負担とする。</p> <p>2. [略]</p> <p>第6条～第20条 [略]</p> <p>4・5 [略]</p>	<p>第3 記録映像製作業務の留意事項について</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 記録映像製作業務共通仕様書（例）</p> <p>第1条～第4条 [略]</p> <p>第5条（業務実績データの作成及び登録）</p> <p>受注者は、業務請負代金額が100万円以上の業務について、受注時、登録内容の変更時、業務完了時において、農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス（AGRIS）に基づく業務実績データを作成し、登録機関に登録申請の上、AGRIS上において監督職員の承認を受けなければならない。</p> <p>なお、登録データ作成等に要する費用は、受注者の負担とする。</p> <p>2. [略]</p> <p>第6条～第20条 [略]</p> <p>4・5 [略]</p>

改正後					現行				
第4 調査・測量・設計業務等特別仕様書記載例について					第4 調査・測量・設計業務等特別仕様書記載例について				
I 地質・土質調査業務 地質・土質調査業務特別仕様書記載例					I 地質・土質調査業務 地質・土質調査業務特別仕様書記載例				
地質・土質調査業務特別仕様書記載例		作成要領及び留意事項			地質・土質調査業務特別仕様書記載例		作成要領及び留意事項		
項目	内容	内容	契約書	共通仕様書	項目	内容	内容	契約書	共通仕様書
第1章 総則 ～ 第5章 成果物 第6章 契約変更 (契約変更) 第6-1条	[略]	[略]	[略]	[略]	第1章 総則 ～ 第5章 成果物 第6章 契約変更 (契約変更) 第6-1条	[略]	[略]	[略]	[略]
<u>(業務スライドの試行) 第6-2条</u>	<p><u>(1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて(試行)」(令和7年12月17日付け7農振第2167号農村振興局整備部設計課長通知)(URL「https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-256.pdf」)に基づく試行業務である。</u></p> <p><u>(2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不相当となったと認めるときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。</u></p> <p><u>(3) 発注者又は受注者は、(2)の規定による請求があったときは、変動前残業務費(業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。)</u>と<u>変動後残業務費(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。)</u>との差額のうち変動前残業務費の1000分の15を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。</p> <p><u>(4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基</u></p>		<u>第58条</u>		<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>		<u>[新設]</u>	

改 正 後				現 行				
<p>第7章 定めなき事項</p>	<p><u>準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。</u> <u>ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。</u> <u>(5) (2)の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、(2)中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。</u> <u>(6) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不相当となつたときは、発注者又は受注者は、(2)～(5)の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。</u> <u>(7) (6)の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。</u> <u>ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。</u> <u>(8) (4)及び(7)の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。</u> <u>ただし、発注者が(2)、(6)の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。</u> <u>(9) 業務スライドの試行に係る運用については、(1)に記載の通知に基づくものとする。</u></p> <p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>第7章 定めなき事項</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>

改 正 後			現 行		
別 紙			別 紙		
内 容	特別仕様書	共通仕様書	内 容	特別仕様書	共通仕様書
【管理技術者について】 [略]	[略]	[略]	【管理技術者について】 [略]	[略]	[略]
【予定価格が100万円以上かつ1,000万円以下の場合】 [略]			【予定価格が100万円以上かつ1,000万円以下の場合】 [略]		

改正後					現行				
II 測量業務					II 測量業務				
1 路線測量業務特別仕様書記載例					1 路線測量業務特別仕様書記載例				
路線測量業務特別仕様書記載例		作成要領及び留意事項			路線測量業務特別仕様書記載例		作成要領及び留意事項		
項目	内容	内容	契約書	共通仕様書	項目	内容	内容	契約書	共通仕様書
第1章～第5章	[略]	[略]	[略]	[略]	第1章～第5章	[略]	[略]	[略]	[略]
第6章 契約変更 (契約変更) 第6-1条	[略]	[略]	[略]	[略]	第6章 契約変更 (契約変更) 第6-1条	[略]	[略]	[略]	[略]
<u>(業務スライドの試 行)</u> 第6-2条	<p><u>(1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて(試行)」(令和7年12月17日付け7農振第2167号農村振興局整備部設計課長通知)(URL「https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-256.pdf」)に基づく試行業務である。</u></p> <p><u>(2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不相当となったと認めたときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。</u></p> <p><u>(3) 発注者又は受注者は、(2)の規定による請求があったときは、変動前残業務費(業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残業務費(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残業務費の1000分の15を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。</u></p> <p><u>(4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。</u></p>	第58条		<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>		<u>[新設]</u>		

改正後				現行			
<p>第7章 定めなき事項</p>	<p><u>ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。</u></p> <p><u>(5) (2)の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、(2)中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。</u></p> <p><u>(6) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、(2)～(5)の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。</u></p> <p><u>(7) (6)の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。</u></p> <p><u>ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。</u></p> <p><u>(8) (4)及び(7)の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。</u></p> <p><u>ただし、発注者が(2)、(6)の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。</u></p> <p><u>(9) 業務スライドの試行に係る運用については、(1)に記載の通知に基づくものとする。</u></p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>第7章 定めなき事項</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>【予定価格が100万円以上かつ1,000万円以下の場合】 [略]</p>				<p>【予定価格が100万円以上かつ1,000万円以下の場合】 [略]</p>			

改正後					現行				
2 基準点及び水準測量業務特別仕様書記載例					2 基準点及び水準測量業務特別仕様書記載例				
基準点及び水準測量業務特別仕様書記載例		作成要領及び留意事項			基準点及び水準測量業務特別仕様書記載例		作成要領及び留意事項		
項目	内容	内容	契約書	共通仕様書	項目	内容	内容	契約書	共通仕様書
第1章～第5章	[略]	[略]	[略]	[略]	第1章～第5章	[略]	[略]	[略]	[略]
第6章 契約変更 (契約変更) 第6-1条	[略]	[略]	[略]	[略]	第6章 契約変更 (契約変更) 第6-1条	[略]	[略]	[略]	[略]
<u>(業務スライドの試 行)</u> 第6-2条	<p><u>(1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて(試行)」(令和7年12月17日付け7農振第2167号農村振興局整備部設計課長通知)(URL「https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-256.pdf」)に基づく試行業務である。</u></p> <p><u>(2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不相当となったと認めたときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。</u></p> <p><u>(3) 発注者又は受注者は、(2)の規定による請求があったときは、変動前残業務費(業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残業務費(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残業務費の1000分の15を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。</u></p> <p><u>(4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。</u></p>	第58条		<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>		<u>[新設]</u>		

改正後				現行			
<p>第7章 定めなき事項</p>	<p><u>ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合においては、発注者が定め、受注者に通知する。</u></p> <p><u>(5) (2)の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、(2)中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。</u></p> <p><u>(6) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、(2)～(5)の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。</u></p> <p><u>(7) (6)の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。</u></p> <p><u>ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合においては、発注者が定め、受注者に通知する。</u></p> <p><u>(8) (4)及び(7)の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。</u></p> <p><u>ただし、発注者が(2)、(6)の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。</u></p> <p><u>(9) 業務スライドの試行に係る運用については、(1)に記載の通知に基づくものとする。</u></p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>第7章 定めなき事項</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
【予定価格が100万円以上かつ1,000万円以下の場合】 [略]				【予定価格が100万円以上かつ1,000万円以下の場合】 [略]			

改正後					現行				
3 地形図作成業務特別仕様書記載例					3 地形図作成業務特別仕様書記載例				
地形図作成業務特別仕様書記載例		作成要領及び留意事項			地形図作成業務特別仕様書記載例		作成要領及び留意事項		
項目	内容	内容	契約書	共通仕様書	項目	内容	内容	契約書	共通仕様書
第1章～第5章	[略]	[略]	[略]	[略]	第1章～第5章	[略]	[略]	[略]	[略]
第6章 契約変更 (契約変更) 第6-1条	[略]	[略]	[略]	[略]	第6章 契約変更 (契約変更) 第6-1条	[略]	[略]	[略]	[略]
<u>(業務スライドの試 行)</u> 第6-2条	<p><u>(1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて(試行)」(令和7年12月17日付け7農振第2167号農村振興局整備部設計課長通知)(URL「https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-256.pdf」)に基づく試行業務である。</u></p> <p><u>(2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不相当となったと認めたときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。</u></p> <p><u>(3) 発注者又は受注者は、(2)の規定による請求があったときは、変動前残業務費(業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残業務費(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残業務費の1000分の15を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。</u></p> <p><u>(4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。</u></p>	第58条		<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>		<u>[新設]</u>		

改 正 後				現 行			
<p>第7章 定めなき事項</p>	<p><u>ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。</u></p> <p><u>(5) (2)の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、(2)中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。</u></p> <p><u>(6) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、(2)～(5)の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。</u></p> <p><u>(7) (6)の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。</u></p> <p><u>ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。</u></p> <p><u>(8) (4)及び(7)の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。</u></p> <p><u>ただし、発注者が(2)、(6)の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。</u></p> <p><u>(9) 業務スライドの試行に係る運用については、(1)に記載の通知に基づくものとする。</u></p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>第7章 定めなき事項</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>【予定価格が100万円以上かつ1,000万円以下の場合】 [略]</p>				<p>【予定価格が100万円以上かつ1,000万円以下の場合】 [略]</p>			

改正後					現行				
Ⅲ 設計業務 1 ダム設計業務特別仕様書記載例					Ⅲ 設計業務 1 ダム設計業務特別仕様書記載例				
ダム設計業務特別仕様書記載例		作成要領及び留意事項			ダム設計業務特別仕様書記載例		作成要領及び留意事項		
項目	内容	内容	契約書	共通仕様書	項目	内容	内容	契約書	共通仕様書
第1章 総則 ・ 第2章 作業条件	[略]	[略]	[略]	[略]	第1章 総則 ・ 第2章 作業条件	[略]	[略]	[略]	[略]
第3章 設計作業内容 (作業項目及び数量) 第3-1条	[略]	[略]			第3章 設計作業内容 (作業項目及び数量) 第3-1条	[略]	[略]		
(設計作業の留意点) 第3-2条	[略] (1)～(7) [略] (記載例-1) (8) <u>農林水産省木材利用推進計画(令和4年4月改定)において、公共建築物については、計画時点においてコストや技術の面で木造化が困難である場合を除き、原則として全て木造化を図るとともに、低層・高層に関わらず内装等の木質化を推進することとしており、建築物の設計においてはこれに留意する。</u> (記載例-2) (8) <u>農林水産省木材利用推進計画(令和4年4月改定)において、柵工、残存型枠、筋工、標識工、視線誘導標等は木製の割合100%を目標としており、柵工、残存型枠、筋工、標識工、視線誘導標等の設計においてはこれに留意する。</u>	[略] ・ <u>建築物の設計を含む設計業務を発注する場合(仕様書等において材質等の仕様を定めて発注する場合を除く。)</u> ・ <u>柵工、残存型枠、筋工、標識工、視線誘導標等の設計を含む設計業務を発注する場合(仕様書等において材質等の仕様を定めて発注する場合を除く。)</u>			(設計作業の留意点) 第3-2条	[略] (1)～(7) [略] (記載例-1) (8) <u>新農林水産省木材利用推進計画(平成22年12月)において、低層の公共建築物は原則として木造化を図るとともに、低層・高層にかかわらず内装等の木質化を促進することとしており、建築物の設計においてはこれに留意するものとする。</u> (記載例-2) (8) <u>新農林水産省木材利用推進計画(平成22年12月)において、柵工、残存型枠、標識工、視線誘導標等は木製の割合100%を目標としており、柵工、残存型枠、標識工、視線誘導標等の設計においてはこれに留意するものとする。</u>	[略]	・ <u>建築物の設計を含む場合に記載する。</u> ・ <u>柵工、残存型枠、標識工、視線誘導標等の設計を含む場合に記載する。</u>	
(業務の成果品質確保対策) 第3-3条 ・ (業務写真における 黒板情報の電子化) 第3-4条	[略]	[略]			(業務の成果品質確保対策) 第3-3条 ・ (業務写真における 黒板情報の電子化) 第3-4条	[略]	[略]		
第4章 打合せ ・ 第5章 成果物	[略]	[略]		[略]	第4章 打合せ ・ 第5章 成果物	[略]	[略]		[略]

改 正 後					現 行				
第6章 契約変更 (契約変更) 第6-1条 <u>(業務スライドの試 行)</u> 第6-2条	[略]	[略]	[略]	[略]	第6章 契約変更 (契約変更) 第6-1条	[略]	[略]	[略]	[略]
	<p><u>(1) 本業務は、「建設コンサルタン ト業務等における賃金等の変動に 基づく業務費の変更の取扱いにつ いて(試行)」(令和7年12月17日付 け7農振第2167号農村振興局整備部 設計課長通知) URL (「<a href="https://www.maff.go.jp/j/nous
in/sekkei/attach/pdf/index-
256.pdf">https://www.maff.go.jp/j/nous in/sekkei/attach/pdf/index- 256.pdf」)に基づく試行業務であ る。</u></p> <p><u>(2) 発注者又は受注者は、履行期 間内で業務契約締結の日から12月を 経過した後に日本国内における賃金 水準又は物価水準の変動により業務 費が不相当となったと認めたとき は、相手方に対して業務費の変更を 請求することができる。</u></p> <p><u>(3) 発注者又は受注者は、(2) の規定による請求があったときは、 変動前残業務費(業務費から当該請 求時の履行済部分に相応する業務費 を控除した額をいう。以下この条に おいて同じ。)と変動後残業務費 (変動後の賃金又は物価を基礎とし て算出した変動前残業務費に相応す る額をいう。以下この条において同 じ。)との差額のうち変動前残業務 費の1000分の15を超える額につき、 業務費の変更に応じなければならない。</u></p> <p><u>(4) 変動前残業務費及び変動後残 業務費は、請求のあった日を基準と し、物価指数等に基づき発注者と受 注者とが協議して定める。ただし、 協議開始の日から14日以内に協議が 整わない場合にあつては、発注者が 定め、受注者に通知する。</u></p> <p><u>(5) (2)の規定による請求は、 この条の規定により業務費の変更を 行った後再度行うことができる。こ の場合において、(2)中「業務契 約締結の日」とあるのは、「直前の</u></p>	第58条			<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>			<u>[新設]</u>

改 正 後				現 行			
第7章 定めなき事項	<p><u>この条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。</u></p> <p><u>(6) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、(2)～(5)の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。</u></p> <p><u>(7) (6)の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。</u></p> <p><u>(8) (4)及び(7)の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が(2)、(6)の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。</u></p> <p><u>(9)業務スライドの試行に係る運用については、(1)に記載の通知に基づくものとする。</u></p>	[略]	[略]	第7章 定めなき事項	[略]	[略]	[略]

別 紙			
内 容		特別仕様書	共通仕様書
【管理技術者・照査技術者について】 [略]		[略]	[略]
【予定価格が100万円以上かつ1,000万円以下の場合】 [略]			
【コンクリートダム設計作業項目内訳表】《構想設計》			
作業項目	作業内容	作業実施欄	
		当初	変更
1 準備作業 1-1 現地調査	ダム予定地点の地形、地質を把握する。着手1回(1日)		
1-2 資料の検討 ～	[略]		

別 紙			
内 容		特別仕様書	共通仕様書
【管理技術者・照査技術者について】 [略]		[略]	[略]
【予定価格が100万円以上かつ1,000万円以下の場合】 [略]			
【コンクリートダム設計作業項目内訳表】《構想設計》			
作業項目	作業内容	作業実施欄	
		当初	変更
1 準備作業 1-1 現地調査	ダム予定地点の地形、地質を把握する。着手1回(1日) 【旅行日は含まない。(旅費は別途計上する。)]		
1-2 資料の検討 ～	[略]		

改 正 後

15点検取りまとめ					
-----------	--	--	--	--	--

【コンクリートダム設計作業項目内訳表】《基本設計》

作業項目	作業内容	作業実施欄	
		当初	変更
1 準備作業 1-1 現地調査	ダム予定地点の地形、地質を把握する。着手時1回（1日）		
1-2 資料の検討 ～ 14点検取りまとめ	[略]		

【コンクリートダム設計作業項目内訳表】《実施設計》

作業項目	作業内容	作業実施欄	
		当初	変更
1 準備作業 1-1 現地調査	ダム予定地点の地形、地質を把握する。着手時1回（1日）中間1回（2日）		
1-2 資料の検討 ～ 14点検取りまとめ	[略]		

【コンクリートダム設計作業項目内訳表】《補足設計》

作業項目	作業内容	作業実施欄	
		当初	変更
1 準備作業 1-1 現地調査	ダム予定地点の地形、地質を把握する。着手時1回（1日）中間1回（2日）		
1-2 資料の検討 ～ 11点検取りまとめ	[略]		

【コンクリートダム施工計画及び仮設備設計作業項目内訳表】《基本設計》

作業項目	作業内容	作業実施欄	
		当初	変更
1 準備作業 1-1 現地調査	ダムサイト、仮設備予定地（原石山、土捨場含む）の地形、地質を把握する。着手時1回（1日）		
1-2 資料の検討 ～ 9点検取りまとめ	[略]		

【コンクリートダム施工計画及び仮設備設計作業項目内訳表】《実施設計》

作業項目	作業内容	作業実施欄	
		当初	変更

現 行

15点検取りまとめ					
-----------	--	--	--	--	--

【コンクリートダム設計作業項目内訳表】《基本設計》

作業項目	作業内容	作業実施欄	
		当初	変更
1 準備作業 1-1 現地調査	ダム予定地点の地形、地質を把握する。着手時1回（1日） <u>【旅行日は含まない。（旅費は別途計上する。）】</u>		
1-2 資料の検討 ～ 14点検取りまとめ	[略]		

【コンクリートダム設計作業項目内訳表】《実施設計》

作業項目	作業内容	作業実施欄	
		当初	変更
1 準備作業 1-1 現地調査	ダム予定地点の地形、地質を把握する。着手時1回（1日）中間1回（2日） <u>【旅行日は含まない。（旅費は別途計上する。）】</u>		
1-2 資料の検討 ～ 14点検取りまとめ	[略]		

【コンクリートダム設計作業項目内訳表】《補足設計》

作業項目	作業内容	作業実施欄	
		当初	変更
1 準備作業 1-1 現地調査	ダム予定地点の地形、地質を把握する。着手時1回（1日）中間1回（2日） <u>【旅行日は含まない。（旅費は別途計上する。）】</u>		
1-2 資料の検討 ～ 11点検取りまとめ	[略]		

【コンクリートダム施工計画及び仮設備設計作業項目内訳表】《基本設計》

作業項目	作業内容	作業実施欄	
		当初	変更
1 準備作業 1-1 現地調査	ダムサイト、仮設備予定地（原石山、土捨場含む）の地形、地質を把握する。着手時1回（1日） <u>【旅行日は含まない。（旅費は別途計上する。）】</u>		
1-2 資料の検討 ～ 9点検取りまとめ	[略]		

【コンクリートダム施工計画及び仮設備設計作業項目内訳表】《実施設計》

作業項目	作業内容	作業実施欄	
		当初	変更

改正後			
1 準備作業 1-1 現地調査	ダムサイト、仮設備予定地（原石山、土捨場含む）の地形、地質を把握する。着手時1回（1日）中間1回（1日）		
1-2 資料の検討 ～ 10 点検取りまとめ	[略]		

現 行			
1 準備作業 1-1 現地調査	ダムサイト、仮設備予定地（原石山、土捨場含む）の地形、地質を把握する。着手時1回（1日）中間1回（1日）【 <u>旅行日は含まない。（旅費は別途計上する。）</u> 】		
1-2 資料の検討 ～ 10 点検取りまとめ	[略]		

【コンクリートダム施工計画及び仮設備設計作業項目内訳表】《補足設計》

作業項目	作業内容	作業実施欄	
		当初	変更
1 準備作業 1-1 現地調査	ダム予定地の地形、地質を把握する。着手時1回（2日）中間1回（1日）		
1-2 資料の検討 ～ 9 点検取りまとめ	[略]		

【コンクリートダム施工計画及び仮設備設計作業項目内訳表】《補足設計》

作業項目	作業内容	作業実施欄	
		当初	変更
1 準備作業 1-1 現地調査	ダム予定地の地形、地質を把握する。着手時1回（2日）中間1回（1日） 【 <u>旅行日は含まない。（旅費は別途計上する。）</u> 】		
1-2 資料の検討 ～ 9 点検取りまとめ	[略]		

【フィルダム設計作業項目内訳表】《構想設計》

作業項目	作業内容	作業実施欄	
		当初	変更
1 準備作業 1-1 現地調査	ダム予定地点の地形、地質を把握する。着手時1回（1日）		
1-2 資料の検討 ～ 15 点検取りまとめ	[略]		

【フィルダム設計作業項目内訳表】《構想設計》

作業項目	作業内容	作業実施欄	
		当初	変更
1 準備作業 1-1 現地調査	ダム予定地点の地形、地質を把握する。着手時1回（1日） 【 <u>旅行日は含まない。（旅費は別途計上する。）</u> 】		
1-2 資料の検討 ～ 15 点検取りまとめ	[略]		

【フィルダム設計作業項目内訳表】《基本設計》

作業項目	作業内容	作業実施欄	
		当初	変更
1 準備作業 1-1 現地調査	ダム予定地点の地形、地質を把握する。着手時1回（1日）		
1-2 資料の検討 ～ 15 点検取りまとめ	[略]		

【フィルダム設計作業項目内訳表】《基本設計》

作業項目	作業内容	作業実施欄	
		当初	変更
1 準備作業 1-1 現地調査	ダム予定地点の地形、地質を把握する。着手時1回（1日） 【 <u>旅行日は含まない。（旅費は別途計上する。）</u> 】		
1-2 資料の検討 ～ 15 点検取りまとめ	[略]		

【フィルダム設計作業項目内訳表】《実施設計》

作業項目	作業内容	作業実施欄	
		当初	変更
1 準備作業 1-1 現地調査	ダム予定地点の地形、地質を把握する。着手時1回（2日）中間1回（1日）		
1-2 資料の検討 ～	[略]		

【フィルダム設計作業項目内訳表】《実施設計》

作業項目	作業内容	作業実施欄	
		当初	変更
1 準備作業 1-1 現地調査	ダム予定地点の地形、地質を把握する。着手時1回（2日）中間1回（1日） 【 <u>旅行日は含まない。（旅費は別途計上する。）</u> 】		
1-2 資料の検討 ～	[略]		

改 正 後

15点検取りまとめ					
-----------	--	--	--	--	--

【フィルダム設計作業項目内訳表】《補足設計》

作業項目	作業内容	作業実施欄	
		当初	変更
1 準備作業 1-1 現地調査	ダム予定地点の地形、地質を把握する。着手時1回（2日）中間1回（1日）		
1-2 資料の検討 ～ 11点検取りまとめ	[略]		

【フィルダム施工計画及び仮設備設計作業項目内訳表】《基本設計》

作業項目	作業内容	作業実施欄	
		当初	変更
1 準備作業 1-1 現地調査	ダムサイト、仮設備予定地（原石山、土捨場含む）の地形、地質を把握する。着手時1回（1日）		
1-2 資料の検討 ～ 9点検取りまとめ	[略]		

【フィルダム施工計画及び仮設備設計作業項目内訳表】《実施設計》

作業項目	作業内容	作業実施欄	
		当初	変更
1 準備作業 1-1 現地調査	ダムサイト、仮設備予定地（原石山、土捨場含む）の地形、地質を把握する。着手時1回（1日）中間1回（1日）		
1-2 資料の検討 ～ 9点検取りまとめ	[略]		

【フィルダム施工計画及び仮設備設計作業項目内訳表】《補足設計》

作業項目	作業内容	作業実施欄	
		当初	変更
1 準備作業 1-1 現地調査	ダムサイト、仮設備予定地（原石山、土捨場含む）の地形、地質を把握する。着手時1回（2日）中間1回（1日）		
1-2 資料の検討 ～ 9点検取りまとめ	[略]		

現 行

15点検取りまとめ					
-----------	--	--	--	--	--

【フィルダム設計作業項目内訳表】《補足設計》

作業項目	作業内容	作業実施欄	
		当初	変更
1 準備作業 1-1 現地調査	ダム予定地点の地形、地質を把握する。着手時1回（2日）中間1回（1日） <u>【旅行日は含まない。（旅費は別途計上する。）】</u>		
1-2 資料の検討 ～ 11点検取りまとめ	[略]		

【フィルダム施工計画及び仮設備設計作業項目内訳表】《基本設計》

作業項目	作業内容	作業実施欄	
		当初	変更
1 準備作業 1-1 現地調査	ダムサイト、仮設備予定地（原石山、土捨場含む）の地形、地質を把握する。着手時1回（1日） <u>【旅行日は含まない。（旅費は別途計上する。）】</u>		
1-2 資料の検討 ～ 9点検取りまとめ	[略]		

【フィルダム施工計画及び仮設備設計作業項目内訳表】《実施設計》

作業項目	作業内容	作業実施欄	
		当初	変更
1 準備作業 1-1 現地調査	ダムサイト、仮設備予定地（原石山、土捨場含む）の地形、地質を把握する。着手時1回（1日）中間1回（1日） <u>【旅行日は含まない。（旅費は別途計上する。）】</u>		
1-2 資料の検討 ～ 9点検取りまとめ	[略]		

【フィルダム施工計画及び仮設備設計作業項目内訳表】《補足設計》

作業項目	作業内容	作業実施欄	
		当初	変更
1 準備作業 1-1 現地調査	ダムサイト、仮設備予定地（原石山、土捨場含む）の地形、地質を把握する。着手時1回（2日）中間1回（1日） <u>【旅行日は含まない。（旅費は別途計上する。）】</u>		
1-2 資料の検討 ～ 9点検取りまとめ	[略]		

改正後					現行				
2 頭首工（溪流取水工）設計業務特別仕様書記載例					2 頭首工（溪流取水工）設計業務特別仕様書記載例				
頭首工（溪流取水工）設計業務特別仕様書記載例		作成要領及び留意事項			頭首工（溪流取水工）設計業務特別仕様書記載例		作成要領及び留意事項		
項目	内容	内容	契約書	共通仕様書	項目	内容	内容	契約書	共通仕様書
第1章 総則 ・ 第2章 作業条件	[略]	[略]	[略]	[略]	第1章 総則 ・ 第2章 作業条件	[略]	[略]	[略]	[略]
第3章 設計作業内容 (作業項目及び数量) 第3-1条	[略]	[略]			第3章 設計作業内容 (作業項目及び数量) 第3-1条	[略]	[略]		
(設計作業の留意点) 第3-2条	[略] (1)～(6) [略] (記載例-1) <u>(7) 農林水産省木材利用推進計画(令和4年4月改定)において、公共建築物については、計画時点においてコストや技術の面で木造化が困難である場合を除き、原則として全て木造化を図るとともに、低層・高層に関わらず内装等の木質化を推進することとしており、建築物の設計においてはこれに留意する。</u> (記載例-2) <u>(7) 農林水産省木材利用推進計画(令和4年4月改定)において、柵工、残存型枠、筋工、標識工、視線誘導標等は木製の割合100%を目標としており、柵工、残存型枠、筋工、標識工、視線誘導標等の設計においてはこれに留意する。</u>	[略] <u>・建築物の設計を含む設計業務を発注する場合(仕様書等において材質等の仕様を定めて発注する場合を除く。)</u> <u>・柵工、残存型枠、筋工、標識工、視線誘導標等の設計を含む設計業務を発注する場合(仕様書等において材質等の仕様を定めて発注する場合を除く。)</u>			(設計作業の留意点) 第3-2条	[略] (1)～(6) [略] (記載例-1) <u>(7) 新農林水産省木材利用推進計画(平成22年12月)において、低層の公共建築物は原則として木造化を図るとともに、低層・高層にかかわらず内装等の木質化を促進することとしており、建築物の設計においてはこれに留意するものとする。</u> (記載例-2) <u>(7) 新農林水産省木材利用推進計画(平成22年12月)において、柵工、残存型枠、標識工、視線誘導標等は木製の割合100%を目標としており、柵工、残存型枠、標識工、視線誘導標等の設計においてはこれに留意するものとする。</u>	[略] <u>・建築物の設計を含む場合に記載する。</u> <u>・柵工、残存型枠、標識工、視線誘導標等の設計を含む場合に記載する。</u>		
(業務の成果品質確保対策) 第3-3条 ・ (業務写真における 黒板情報の電子化) 第3-4条	[略]	[略]			(業務の成果品質確保対策) 第3-3条 ・ (業務写真における 黒板情報の電子化) 第3-4条	[略]	[略]		
第4章 打合せ ・ 第5章 成果物	[略]	[略]		[略]	第4章 打合せ ・ 第5章 成果物	[略]	[略]		[略]

改正後					現行				
第6章 契約変更 (契約変更) 第6-1条 <u>(業務スライドの試 行)</u> 第6-2条	[略]	[略]	[略]	[略]	第6章 契約変更 (契約変更) 第6-1条	[略]	[略]	[略]	[略]
	<p><u>(1) 本業務は、「建設コンサルタン ト業務等における賃金等の変動に 基づく業務費の変更の取扱いにつ いて(試行)」(令和7年12月17日付 け7農振第2167号農村振興局整備部 設計課長通知) URL (「<a href="https://www.maff.go.jp/j/nous
in/sekkei/attach/pdf/index-
256.pdf">https://www.maff.go.jp/j/nous in/sekkei/attach/pdf/index- 256.pdf」)に基づく試行業務であ る。</u></p> <p><u>(2) 発注者又は受注者は、履行期 間内で業務契約締結の日から12月を 経過した後に日本国内における賃金 水準又は物価水準の変動により業務 費が不相当となったと認めたとき は、相手方に対して業務費の変更を 請求することができる。</u></p> <p><u>(3) 発注者又は受注者は、(2) の規定による請求があったときは、 変動前残業務費(業務費から当該請 求時の履行済部分に相応する業務費 を控除した額をいう。以下この条に おいて同じ。)と変動後残業務費 (変動後の賃金又は物価を基礎とし て算出した変動前残業務費に相応す る額をいう。以下この条において同 じ。)との差額のうち変動前残業務 費の1000分の15を超える額につき、 業務費の変更に応じなければならない。</u></p> <p><u>(4) 変動前残業務費及び変動後残 業務費は、請求のあった日を基準と し、物価指数等に基づき発注者と受 注者とが協議して定める。ただし、 協議開始の日から14日以内に協議が 整わない場合にあつては、発注者が 定め、受注者に通知する。</u></p> <p><u>(5) (2)の規定による請求は、 この条の規定により業務費の変更を 行った後再度行うことができる。こ の場合において、(2)中「業務契 約締結の日」とあるのは、「直前の</u></p>	第58条			<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>			<u>[新設]</u>

改 正 後				現 行			
第7章 定めなき事項	<p><u>この条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。</u></p> <p><u>(6) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、(2)～(5)の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。</u></p> <p><u>(7) (6)の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。</u></p> <p><u>(8) (4)及び(7)の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が(2)、(6)の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。</u></p> <p><u>(9)業務スライドの試行に係る運用については、(1)に記載の通知に基づくものとする。</u></p>	[略]	[略]	第7章 定めなき事項	[略]	[略]	[略]

別 紙		
内 容	特別仕様書	共通仕様書
【管理技術者・照査技術者について】 [略]	[略]	[略]
【予定価格が100万円以上かつ1,000万円以下の場合】 [略]		
【頭首工設計作業項目内訳表】《構想設計》 [略]		
【頭首工設計作業項目内訳表】《基本設計》 [略]		
【頭首工設計作業項目内訳表】《実施設計》		
作業項目	作業内容	作業実施欄 当初 変更
1 準備作業		

別 紙		
内 容	特別仕様書	共通仕様書
【管理技術者・照査技術者について】 [略]	[略]	[略]
【予定価格が100万円以上かつ1,000万円以下の場合】 [略]		
【頭首工設計作業項目内訳表】《構想設計》 [略]		
【頭首工設計作業項目内訳表】《基本設計》 [略]		
【頭首工設計作業項目内訳表】《実施設計》		
作業項目	作業内容	作業実施欄 当初 変更
1 準備作業		

改 正 後				現 行			
1-1 現地調査	頭首工予定地及び周辺の地形、地質、現況、諸施設について、実施設計のために必要な現地調査を行う。			1-1 現地調査	頭首工予定地及び周辺の地形、地質、現況、諸施設について、実施設計のために必要な現地調査を行う。 <u>【旅行日を含まない(旅費は別途計上)】。</u>		
1-2 資料の検討 ～ 13 点検取りまとめ	[略]			1-2 資料の検討 ～ 13 点検取りまとめ	[略]		
【溪流取水工設計作業項目内訳表】《基本設計》 [略]				溪流取水工設計作業項目内訳表】《基本設計》 [略]			
【溪流取水工設計作業項目内訳表】《実施設計》 [略]				【溪流取水工設計作業項目内訳表】《実施設計》 [略]			

改正後					現行				
3 ポンプ場設計業務特別仕様書記載例					3 ポンプ場設計業務特別仕様書記載例				
ポンプ場設計業務特別仕様書記載例		作成要領及び留意事項			ポンプ場設計業務特別仕様書記載例		作成要領及び留意事項		
項目	内容	内容	契約書	共通仕様書	項目	内容	内容	契約書	共通仕様書
第1章 総則 ・ 第2章 作業条件	[略]	[略]	[略]	[略]	第1章 総則 ・ 第2章 作業条件	[略]	[略]	[略]	[略]
第3章 設計作業内容 (作業項目及び数量) 第3-1条	[略]	[略]			第3章 設計作業内容 (作業項目及び数量) 第3-1条	[略]	[略]		
(設計作業の留意点) 第3-2条	[略] (1)～(6) [略] (記載例-1) (7) <u>農林水産省木材利用推進計画(令和4年4月改定)において、公共建築物については、計画時点においてコストや技術の面で木造化が困難である場合を除き、原則として全て木造化を図るとともに、低層・高層に関わらず内装等の木質化を推進することとしており、建築物の設計においてはこれに留意する。</u> (記載例-2) (7) <u>農林水産省木材利用推進計画(令和4年4月改定)において、柵工、残存型枠、筋工、標識工、視線誘導標等は木製の割合100%を目標としており、柵工、残存型枠、筋工、標識工、視線誘導標等の設計においてはこれに留意する。</u>	[略] ・ <u>建築物の設計を含む設計業務を発注する場合(仕様書等において材質等の仕様を定めて発注する場合を除く。)</u> ・ <u>柵工、残存型枠、筋工、標識工、視線誘導標等の設計を含む設計業務を発注する場合(仕様書等において材質等の仕様を定めて発注する場合を除く。)</u>			(設計作業の留意点) 第3-2条	[略] (1)～(6) [略] (記載例-1) (7) <u>新農林水産省木材利用推進計画(平成22年12月)において、低層の公共建築物は原則として木造化を図るとともに、低層・高層にかかわらず内装等の木質化を促進することとしており、建築物の設計においてはこれに留意するものとする。</u> (記載例-2) (7) <u>新農林水産省木材利用推進計画(平成22年12月)において、柵工、残存型枠、標識工、視線誘導標等は木製の割合100%を目標としており、柵工、残存型枠、標識工、視線誘導標等の設計においてはこれに留意するものとする。</u>	[略]	・ <u>建築物の設計を含む場合に記載する。</u> ・ <u>柵工、残存型枠、標識工、視線誘導標等の設計を含む場合に記載する。</u>	
(業務の成果品質確保対策) 第3-3条 ・ (業務写真における 黒板情報の電子化) 第3-4条	[略]	[略]			(業務の成果品質確保対策) 第3-3条 ・ (業務写真における 黒板情報の電子化) 第3-4条	[略]	[略]		
第4章 打合せ ・ 第5章 成果物	[略]	[略]		[略]	第4章 打合せ ・ 第5章 成果物	[略]	[略]		[略]

改正後					現行				
第6章 契約変更 (契約変更) 第6-1条 <u>(業務スライドの試 行)</u> 第6-2条	[略]	[略]	[略]	[略]	第6章 契約変更 (契約変更) 第6-1条	[略]	[略]	[略]	[略]
	<p><u>(1) 本業務は、「建設コンサルタン ト業務等における賃金等の変動に 基づく業務費の変更の取扱いにつ いて(試行)」(令和7年12月17日付 け7農振第2167号農村振興局整備部 設計課長通知) URL (「<a href="https://www.maff.go.jp/j/nous
in/sekkei/attach/pdf/index-
256.pdf">https://www.maff.go.jp/j/nous in/sekkei/attach/pdf/index- 256.pdf」)に基づく試行業務であ る。</u></p> <p><u>(2) 発注者又は受注者は、履行期 間内で業務契約締結の日から12月を 経過した後に日本国内における賃金 水準又は物価水準の変動により業務 費が不相当となったと認めたとき は、相手方に対して業務費の変更を 請求することができる。</u></p> <p><u>(3) 発注者又は受注者は、(2) の規定による請求があったときは、 変動前残業務費(業務費から当該請 求時の履行済部分に相応する業務費 を控除した額をいう。以下この条に おいて同じ。)と変動後残業務費 (変動後の賃金又は物価を基礎とし て算出した変動前残業務費に相応す る額をいう。以下この条において同 じ。)との差額のうち変動前残業務 費の1000分の15を超える額につき、 業務費の変更に応じなければならない。</u></p> <p><u>(4) 変動前残業務費及び変動後残 業務費は、請求のあった日を基準と し、物価指数等に基づき発注者と受 注者とが協議して定める。ただし、 協議開始の日から14日以内に協議が 整わない場合にあつては、発注者が 定め、受注者に通知する。</u></p> <p><u>(5) (2)の規定による請求は、 この条の規定により業務費の変更を 行った後再度行うことができる。こ の場合において、(2)中「業務契 約締結の日」とあるのは、「直前の</u></p>	第58条			<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>			<u>[新設]</u>

改 正 後				現 行			
第7章 定めなき事項	<p><u>この条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。</u></p> <p><u>(6) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、(2)～(5)の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。</u></p> <p><u>(7) (6)の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。</u></p> <p><u>(8) (4)及び(7)の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が(2)、(6)の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。</u></p> <p><u>(9)業務スライドの試行に係る運用については、(1)に記載の通知に基づくものとする。</u></p>	[略]	[略]	第7章 定めなき事項	[略]	[略]	[略]

別 紙			
内 容		特別仕様書	共通仕様書
【管理技術者・照査技術者について】 [略]		[略]	[略]
【予定価格が100万円以上かつ1,000万円以下の場合】 [略]			
【ポンプ場設計作業項目内訳表】《構想設計》 [略]			
【ポンプ場設計作業項目内訳表】《基本設計》 [略]			
【ポンプ場設計作業項目内訳表】《実施設計》			
作業項目	作業内容	作業実施欄	
		当初	変更
1 準備作業			

別 紙			
内 容		特別仕様書	共通仕様書
【管理技術者・照査技術者について】 [略]		[略]	[略]
【予定価格が100万円以上かつ1,000万円以下の場合】 [略]			
【ポンプ場設計作業項目内訳表】《構想設計》 [略]			
【ポンプ場設計作業項目内訳表】《基本設計》 [略]			
【ポンプ場設計作業項目内訳表】《実施設計》			
作業項目	作業内容	作業実施欄	
		当初	変更
1 準備作業			

改正後				現行			
1-1 現地調査	機場予定地点及びその周辺の地形、地質、現況諸施設について、実施設計のために必要な現地調査を行う。			1-1 現地調査	機場予定地点及びその周辺の地形、地質、現況諸施設について、実施設計のために必要な現地調査を行う。 <u>【旅行日を含まない（旅費は別途計上）】</u>		
1-2 資料の検討 ～ 15 点検取りまとめ	[略]			1-2 資料の検討 ～ 15 点検取りまとめ	[略]		

改正後					現行				
4 水路工設計業務特別仕様書記載例					4 水路工設計業務特別仕様書記載例				
水路工設計業務特別仕様書記載例		作成要領及び留意事項			水路工設計業務特別仕様書記載例		作成要領及び留意事項		
項目	内容	内容	契約書	共通仕様書	項目	内容	内容	契約書	共通仕様書
第1章 総則 ・ 第2章 作業条件	[略]	[略]	[略]	[略]	第1章 総則 ・ 第2章 作業条件	[略]	[略]	[略]	[略]
第3章 設計作業内容 (作業項目及び数量) 第3-1条	[略]	[略]			第3章 設計作業内容 (作業項目及び数量) 第3-1条	[略]	[略]		
(設計作業の留意点) 第3-2条	[略] (1)～(6) [略] (記載例-1) <u>(7) 農林水産省木材利用推進計画(令和4年4月改定)において、公共建築物については、計画時点においてコストや技術の面で木造化が困難である場合を除き、原則として全て木造化を図るとともに、低層・高層に関わらず内装等の木質化を推進することとしており、建築物の設計においてはこれに留意する。</u> (記載例-2) <u>(7) 農林水産省木材利用推進計画(令和4年4月改定)において、柵工、残存型枠、筋工、標識工、視線誘導標等は木製の割合100%を目標としており、柵工、残存型枠、筋工、標識工、視線誘導標等の設計においてはこれに留意する。</u>	[略] <u>・建築物の設計を含む設計業務を発注する場合(仕様書等において材質等の仕様を定めて発注する場合を除く。)</u> <u>・柵工、残存型枠、筋工、標識工、視線誘導標等の設計を含む設計業務を発注する場合(仕様書等において材質等の仕様を定めて発注する場合を除く。)</u>			(設計作業の留意点) 第3-2条	[略] (1)～(6) [略] (記載例-1) <u>(7) 新農林水産省木材利用推進計画(平成22年12月)において、低層の公共建築物は原則として木造化を図るとともに、低層・高層にかかわらず内装等の木質化を促進することとしており、建築物の設計においてはこれに留意するものとする。</u> (記載例-2) <u>(7) 新農林水産省木材利用推進計画(平成22年12月)において、柵工、残存型枠、標識工、視線誘導標等は木製の割合100%を目標としており、柵工、残存型枠、標識工、視線誘導標等の設計においてはこれに留意するものとする。</u>	[略] <u>・建築物の設計を含む場合に記載する。</u> <u>・柵工、残存型枠、標識工、視線誘導標等の設計を含む場合に記載する。</u>		
(業務の成果品質確保対策) 第3-3条 ・ (業務写真における 黒板情報の電子化) 第3-4条	[略]	[略]			(業務の成果品質確保対策) 第3-3条 ・ (業務写真における 黒板情報の電子化) 第3-4条	[略]	[略]		
第4章 打合せ ・ 第5章 成果物	[略]	[略]		[略]	第4章 打合せ ・ 第5章 成果物	[略]	[略]		[略]

改 正 後					現 行				
第6章 契約変更 (契約変更) 第6-1条 <u>(業務スライドの試 行)</u> 第6-2条	[略]	[略]	[略]	[略]	第6章 契約変更 (契約変更) 第6-1条	[略]	[略]	[略]	[略]
	<p><u>(1) 本業務は、「建設コンサルタン ト業務等における賃金等の変動に 基づく業務費の変更の取扱いにつ いて(試行)」(令和7年12月17日付 け7農振第2167号農村振興局整備部 設計課長通知) URL (「<a href="https://www.maff.go.jp/j/nous
in/sekkei/attach/pdf/index-
256.pdf">https://www.maff.go.jp/j/nous in/sekkei/attach/pdf/index- 256.pdf」)に基づく試行業務であ る。</u></p> <p><u>(2) 発注者又は受注者は、履行期 間内で業務契約締結の日から12月を 経過した後日本国内における賃金 水準又は物価水準の変動により業務 費が不相当となったと認めたとき は、相手方に対して業務費の変更を 請求することができる。</u></p> <p><u>(3) 発注者又は受注者は、(2) の規定による請求があったときは、 変動前残業務費(業務費から当該請 求時の履行済部分に相応する業務費 を控除した額をいう。以下この条に おいて同じ。)と変動後残業務費 (変動後の賃金又は物価を基礎とし て算出した変動前残業務費に相応す る額をいう。以下この条において同 じ。)との差額のうち変動前残業務 費の1000分の15を超える額につき、 業務費の変更に応じなければならない。</u></p> <p><u>(4) 変動前残業務費及び変動後残 業務費は、請求のあった日を基準と し、物価指数等に基づき発注者と受 注者とが協議して定める。ただし、 協議開始の日から14日以内に協議が 整わない場合にあつては、発注者が 定め、受注者に通知する。</u></p> <p><u>(5) (2)の規定による請求は、 この条の規定により業務費の変更を 行った後再度行うことができる。こ の場合において、(2)中「業務契 約締結の日」とあるのは、「直前の</u></p>	第58条			<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>		<u>[新設]</u>	

改 正 後				現 行			
第7章 定めなき事項	<p><u>この条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。</u></p> <p><u>(6) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、(2)～(5)の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。</u></p> <p><u>(7) (6)の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。</u></p> <p><u>(8) (4)及び(7)の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が(2)、(6)の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。</u></p> <p><u>(9)業務スライドの試行に係る運用については、(1)に記載の通知に基づくものとする。</u></p>	[略]	[略]	第7章 定めなき事項	[略]	[略]	[略]

別 紙		
内 容	特別仕様書	共通仕様書
【管理技術者・照査技術者について】 [略]	[略]	[略]
【予定価格が100万円以上かつ1,000万円以下の場合】 [略]		
【水路路線計画設計作業項目内訳表】～【水路横断構造物設計作業項目内訳表】 [略]		

別 紙		
内 容	特別仕様書	共通仕様書
【管理技術者・照査技術者について】 [略]	[略]	[略]
【予定価格が100万円以上かつ1,000万円以下の場合】 [略]		
【水路路線計画設計作業項目内訳表】～【水路横断構造物設計作業項目内訳表】 [略]		

改正後					現行				
5 ほ場整備設計業務特別仕様書記載例					5 ほ場整備設計業務特別仕様書記載例				
ほ場整備設計業務特別仕様書記載例		作成要領及び留意事項			ほ場整備設計業務特別仕様書記載例		作成要領及び留意事項		
項目	内容	内容	契約書	共通仕様書	項目	内容	内容	契約書	共通仕様書
第1章 総則 ・ 第2章 作業条件	[略]	[略]	[略]	[略]	第1章 総則 ・ 第2章 作業条件	[略]	[略]	[略]	[略]
第3章 設計作業内容 (作業項目及び数量) 第3-1条	[略]	[略]			第3章 設計作業内容 (作業項目及び数量) 第3-1条	[略]	[略]		
(設計作業の留意点) 第3-2条	[略] (1)～(6) [略] (記載例-1) (7) <u>農林水産省木材利用推進計画(令和4年4月改定)において、公共建築物については、計画時点においてコストや技術の面で木造化が困難である場合を除き、原則として全て木造化を図るとともに、低層・高層に関わらず内装等の木質化を推進することとしており、建築物の設計においてはこれに留意する。</u> (記載例-2) (7) <u>農林水産省木材利用推進計画(令和4年4月改定)において、柵工、残存型枠、筋工、標識工、視線誘導標等は木製の割合100%を目標としており、柵工、残存型枠、筋工、標識工、視線誘導標等の設計においてはこれに留意する。</u>	[略] ・ <u>建築物の設計を含む設計業務を発注する場合(仕様書等において材質等の仕様を定めて発注する場合を除く。)</u> ・ <u>柵工、残存型枠、筋工、標識工、視線誘導標等の設計を含む設計業務を発注する場合(仕様書等において材質等の仕様を定めて発注する場合を除く。)</u>			(設計作業の留意点) 第3-2条	[略] (1)～(6) [略] (記載例-1) (7) <u>新農林水産省木材利用推進計画(平成22年12月)において、低層の公共建築物は原則として木造化を図るとともに、低層・高層にかかわらず内装等の木質化を促進することとしており、建築物の設計においてはこれに留意するものとする。</u> (記載例-2) (7) <u>新農林水産省木材利用推進計画(平成22年12月)において、柵工、残存型枠、標識工、視線誘導標等は木製の割合100%を目標としており、柵工、残存型枠、標識工、視線誘導標等の設計においてはこれに留意するものとする。</u>	[略] ・ <u>建築物の設計を含む場合に記載する。</u> ・ <u>柵工、残存型枠、標識工、視線誘導標等の設計を含む場合に記載する。</u>		
(業務の成果品質確保対策) 第3-3条 ・ (業務写真における 黒板情報の電子化) 第3-4条	[略]	[略]			(業務の成果品質確保対策) 第3-3条 ・ (業務写真における 黒板情報の電子化) 第3-4条	[略]	[略]		
第4章 打合せ ・ 第5章 成果物	[略]	[略]		[略]	第4章 打合せ ・ 第5章 成果物	[略]	[略]		[略]

改正後					現行				
第6章 契約変更 (契約変更) 第6-1条 <u>(業務スライドの試 行)</u> 第6-2条	[略]	[略]	[略]	[略]	第6章 契約変更 (契約変更) 第6-1条	[略]	[略]	[略]	[略]
	<p><u>(1) 本業務は、「建設コンサルタン ト業務等における賃金等の変動に 基づく業務費の変更の取扱いにつ いて(試行)」(令和7年12月17日付 け7農振第2167号農村振興局整備部 設計課長通知) URL (「<a href="https://www.maff.go.jp/j/nous
in/sekkei/attach/pdf/index-
256.pdf">https://www.maff.go.jp/j/nous in/sekkei/attach/pdf/index- 256.pdf」)に基づく試行業務であ る。</u></p> <p><u>(2) 発注者又は受注者は、履行期 間内で業務契約締結の日から12月を 経過した後に日本国内における賃金 水準又は物価水準の変動により業務 費が不相当となったと認めたとき は、相手方に対して業務費の変更を 請求することができる。</u></p> <p><u>(3) 発注者又は受注者は、(2) の規定による請求があったときは、 変動前残業務費(業務費から当該請 求時の履行済部分に相応する業務費 を控除した額をいう。以下この条に おいて同じ。)と変動後残業務費 (変動後の賃金又は物価を基礎とし て算出した変動前残業務費に相応す る額をいう。以下この条において同 じ。)との差額のうち変動前残業務 費の1000分の15を超える額につき、 業務費の変更に応じなければならない。</u></p> <p><u>(4) 変動前残業務費及び変動後残 業務費は、請求のあった日を基準と し、物価指数等に基づき発注者と受 注者とが協議して定める。ただし、 協議開始の日から14日以内に協議が 整わない場合にあつては、発注者が 定め、受注者に通知する。</u></p> <p><u>(5) (2)の規定による請求は、 この条の規定により業務費の変更を 行った後再度行うことができる。こ の場合において、(2)中「業務契 約締結の日」とあるのは、「直前の</u></p>	第58条			<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>		<u>[新設]</u>	

改 正 後				現 行			
第7章 定めなき事項	<p><u>この条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。</u></p> <p><u>(6) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、(2)～(5)の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。</u></p> <p><u>(7) (6)の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。</u></p> <p><u>(8) (4)及び(7)の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が(2)、(6)の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。</u></p> <p><u>(9)業務スライドの試行に係る運用については、(1)に記載の通知に基づくものとする。</u></p>	[略]	[略]	第7章 定めなき事項	[略]	[略]	[略]

別 紙			
内 容		特別仕様書	共通仕様書
【管理技術者・照査技術者について】 [略]		[略]	[略]
【予定価格が100万円以上かつ1,000万円以下の場合】 [略]			
【ほ場整備設計作業項目内訳表】《基本設計》			
作業項目	作業内容	作業実施欄	
		当初	変更
1 現地調査 1-1 現地踏査	地区内を踏査し、把握する。		
1-2 土壌調査 ～ 15点検取りまとめ	[略]		

別 紙			
内 容		特別仕様書	共通仕様書
【管理技術者・照査技術者について】 [略]		[略]	[略]
【予定価格が100万円以上かつ1,000万円以下の場合】 [略]			
【ほ場整備設計作業項目内訳表】《基本設計》			
作業項目	作業内容	作業実施欄	
		当初	変更
1 現地調査 1-1 現地踏査	地区内を踏査し、把握する。 <u>【1-1～1-12の歩掛は旅行日は含まない。(旅費は別途計上する。)】</u>		
1-2 土壌調査 ～ 15点検取りまとめ	[略]		

改正後

現行

【ほ場整備設計作業項目内訳表】《実施設計》

作業項目	作業内容	作業実施欄	
		当初	変更
1 現地調査 1-1 現地調査	地区内を詳細に踏査し、把握する。		
1-2 地耐力調査 ～ 14 点検取りまとめ	[略]		

【ほ場整備設計作業項目内訳表】《実施設計》

作業項目	作業内容	作業実施欄	
		当初	変更
1 現地調査 1-1 現地調査	地区内を詳細に踏査し、把握する。 <u>【1-1～1-7 の歩掛は旅行日は含まない。(旅費は別途計上する。)】</u>		
1-2 地耐力調査 ～ 14 点検取りまとめ	[略]		

改正後					現行				
6 畑地かんがい施設設計業務特別仕様書記載例					6 畑地かんがい施設設計業務特別仕様書記載例				
畑地かんがい施設設計業務特別仕様書記載例		作成要領及び留意事項			畑地かんがい施設設計業務特別仕様書記載例		作成要領及び留意事項		
項目	内容	内容	契約書	共通仕様書	項目	内容	内容	契約書	共通仕様書
第1章 総則 ・ 第2章 作業条件	[略]	[略]	[略]	[略]	第1章 総則 ・ 第2章 作業条件	[略]	[略]	[略]	[略]
第3章 設計作業内容 (作業項目及び数量) 第3-1条	[略]	[略]			第3章 設計作業内容 (作業項目及び数量) 第3-1条	[略]	[略]		
(設計作業の留意点) 第3-2条	[略] (1)～(6) [略] (記載例-1) (7) <u>農林水産省木材利用推進計画(令和4年4月改定)において、公共建築物については、計画時点においてコストや技術の面で木造化が困難である場合を除き、原則として全て木造化を図るとともに、低層・高層に関わらず内装等の木質化を推進することとしており、建築物の設計においてはこれに留意する。</u> (記載例-2) (7) <u>農林水産省木材利用推進計画(令和4年4月改定)において、柵工、残存型枠、筋工、標識工、視線誘導標等の設計を含む設計業務を発注する場合(仕様書等において材質等の仕様を定めて発注する場合を除く。)</u>	[略] ・ <u>建築物の設計を含む設計業務を発注する場合(仕様書等において材質等の仕様を定めて発注する場合を除く。)</u> ・ <u>柵工、残存型枠、筋工、標識工、視線誘導標等の設計を含む設計業務を発注する場合(仕様書等において材質等の仕様を定めて発注する場合を除く。)</u>			(設計作業の留意点) 第3-2条	[略] (1)～(6) [略] (記載例-1) (7) <u>新農林水産省木材利用推進計画(平成22年12月)において、低層の公共建築物は原則として木造化を図るとともに、低層・高層にかかわらず内装等の木質化を促進することとしており、建築物の設計においてはこれに留意するものとする。</u> (記載例-2) (7) <u>新農林水産省木材利用推進計画(平成22年12月)において、柵工、残存型枠、標識工、視線誘導標等は木製の割合100%を目標としており、柵工、残存型枠、標識工、視線誘導標等の設計においてはこれに留意するものとする。</u>	[略] ・ <u>建築物の設計を含む場合に記載する。</u> ・ <u>柵工、残存型枠、標識工、視線誘導標等の設計を含む場合に記載する。</u>		
(業務の成果品質確保対策) 第3-3条 ・ (業務写真における 黒板情報の電子化) 第3-4条	[略]	[略]			(業務の成果品質確保対策) 第3-3条 ・ (業務写真における 黒板情報の電子化) 第3-4条	[略]	[略]		
第4章 打合せ ・ 第5章 成果物	[略]	[略]		[略]	第4章 打合せ ・ 第5章 成果物	[略]	[略]		[略]

改 正 後					現 行				
第6章 契約変更 (契約変更) 第6-1条 <u>(業務スライドの試 行)</u> 第6-2条	[略]	[略]	[略]	[略]	第6章 契約変更 (契約変更) 第6-1条	[略]	[略]	[略]	[略]
	<p><u>(1) 本業務は、「建設コンサルタン ト業務等における賃金等の変動に 基づく業務費の変更の取扱いについ て(試行)」(令和7年12月17日付 け7農振第2167号農村振興局整備部 設計課長通知) URL (「<a href="https://www.maff.go.jp/j/nous
in/sekkei/attach/pdf/index-
256.pdf">https://www.maff.go.jp/j/nous in/sekkei/attach/pdf/index- 256.pdf」)に基づく試行業務であ る。</u></p> <p><u>(2) 発注者又は受注者は、履行期 間内で業務契約締結の日から12月を 経過した後に日本国内における賃金 水準又は物価水準の変動により業務 費が不相当となったと認めたとき は、相手方に対して業務費の変更を 請求することができる。</u></p> <p><u>(3) 発注者又は受注者は、(2) の規定による請求があったときは、 変動前残業務費(業務費から当該請 求時の履行済部分に相応する業務費 を控除した額をいう。以下この条に おいて同じ。)と変動後残業務費 (変動後の賃金又は物価を基礎とし て算出した変動前残業務費に相応す る額をいう。以下この条において同 じ。)との差額のうち変動前残業務 費の1000分の15を超える額につき、 業務費の変更に応じなければならない。</u></p> <p><u>(4) 変動前残業務費及び変動後残 業務費は、請求のあった日を基準と し、物価指数等に基づき発注者と受 注者とが協議して定める。ただし、 協議開始の日から14日以内に協議が 整わない場合にあつては、発注者が 定め、受注者に通知する。</u></p> <p><u>(5) (2)の規定による請求は、 この条の規定により業務費の変更を 行った後再度行うことができる。こ の場合において、(2)中「業務契 約締結の日」とあるのは、「直前の</u></p>	第58条			<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>			<u>[新設]</u>

改正後				現行			
第7章 定めなき事項	<p><u>この条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。</u></p> <p><u>(6) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、(2)～(5)の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。</u></p> <p><u>(7) (6)の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。</u></p> <p><u>(8) (4)及び(7)の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が(2)、(6)の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。</u></p> <p><u>(9)業務スライドの試行に係る運用については、(1)に記載の通知に基づくものとする。</u></p>	[略]	[略]	第7章 定めなき事項	[略]	[略]	[略]

別紙		
内容	特別仕様書	共通仕様書
【管理技術者・照査技術者について】 [略]	[略]	[略]

【予定価格が100万円以上かつ1,000万円以下の場合】 [略]

【畑地かんがい施設設計作業項目内訳表】《構想設計》

作業項目	作業内容	作業実施欄	
		当初	変更
1 現地調査			
1-1 現地調査	地形、水源位置、計画路線等を概略踏査し、把握する。		
1-2 土壌調査			
～	[略]		
14点検取りまとめ			

別紙		
内容	特別仕様書	共通仕様書
【管理技術者・照査技術者について】 [略]	[略]	[略]

【予定価格が100万円以上かつ1,000万円以下の場合】 [略]

【畑地かんがい施設設計作業項目内訳表】《構想設計》

作業項目	作業内容	作業実施欄	
		当初	変更
1 現地調査			
1-1 現地調査	地形、水源位置、計画路線等を概略踏査し、把握する。 <u>【1-1～1-4の歩掛には旅行日は含まない。(旅費は別途計上する。)】</u>		
1-2 土壌調査			
～	[略]		
14点検取りまとめ			

改正後

現行

【畑地かんがい施設設計作業項目内訳表】《基本設計》

作業項目	作業内容	作業実施欄	
		当初	変更
1 現地調査 1-1 現地調査	地形、水源位置、主要施設位置等、地区内を踏査し把握する。		
1-2 土壌調査 ～ 16 点検取りまとめ	[略]		

【畑地かんがい施設計画設計作業項目内訳表】《実施設計》

作業項目	作業内容	作業実施欄	
		当初	変更
1 現地調査 1-1 現地調査	地区内の地形等を詳細に把握し、復旧及び補償すべき物件の位置や規模等詳細設計に必要な調査を行う。		
1-2 資料の検討 ～ 13 点検取りまとめ	[略]		

【畑地かんがい施設設計作業項目内訳表】《基本設計》

作業項目	作業内容	作業実施欄	
		当初	変更
1 現地調査 1-1 現地調査	地形、水源位置、主要施設位置等、地区内を踏査し把握する。 <u>【1-1～1-8の歩掛には旅行日は含まない。(旅費は別途計上する。)】</u>		
1-2 土壌調査 ～ 16 点検取りまとめ	[略]		

【畑地かんがい施設計画設計作業項目内訳表】《実施設計》

作業項目	作業内容	作業実施欄	
		当初	変更
1 現地調査 1-1 現地調査	地区内の地形等を詳細に把握し、復旧及び補償すべき物件の位置や規模等詳細設計に必要な調査を行う。 <u>【1-1～1-2の歩掛には旅行日は含まない。(旅費は別途計上する。)】</u>		
1-2 資料の検討 ～ 13 点検取りまとめ	[略]		

改正後					現行				
7 農道設計業務特別仕様書記載例					7 農道設計業務特別仕様書記載例				
農道設計業務特別仕様書記載例		作成要領及び留意事項			農道設計業務特別仕様書記載例		作成要領及び留意事項		
項目	内容	内容	契約書	共通仕様書	項目	内容	内容	契約書	共通仕様書
第1章・第2章 [略] 第3章 設計作業内容 (作業項目及び数量) 第3-1条 [略] (設計作業の留意点) 第3-2条	[略] [略] (1)～(6) [略] (記載例-1) (7) <u>農林水産省木材利用推進計画(令和4年4月改定)において、公共建築物については、計画時点においてコストや技術の面で木造化が困難である場合を除き、原則として全て木造化を図るとともに、低層・高層に関わらず内装等の木質化を推進することとしており、建築物の設計においてはこれに留意する。</u> (記載例-2) (7) <u>農林水産省木材利用推進計画(令和4年4月改定)において、柵工、残存型柵、筋工、標識工、視線誘導標等は木製の割合100%を目標としており、柵工、残存型柵、筋工、標識工、視線誘導標等の設計においてはこれに留意する。</u>	[略] [略] <u>・建築物の設計を含む設計業務を発注する場合(仕様書等において材質等の仕様を定めて発注する場合を除く。)</u> <u>・柵工、残存型柵、筋工、標識工、視線誘導標等の設計を含む設計業務を発注する場合(仕様書等において材質等の仕様を定めて発注する場合を除く。)</u>	[略] [略]	[略] [略]	第1章・第2章 [略] 第3章 設計作業内容 (作業項目及び数量) 第3-1条 [略] (設計作業の留意点) 第3-2条	[略] [略] (1)～(6) [略] (記載例-1) (7) <u>新農林水産省木材利用推進計画(平成22年12月)において、低層の公共建築物は原則として木造化を図るとともに、低層・高層にかかわらず内装等の木質化を促進することとしており、建築物の設計においてはこれに留意するものとする。</u> (記載例-2) (7) <u>新農林水産省木材利用推進計画(平成22年12月)において、柵工、残存型柵、標識工、視線誘導標等は木製の割合100%を目標としており、柵工、残存型柵、標識工、視線誘導標等の設計においてはこれに留意するものとする。</u>	[略] [略] <u>・建築物の設計を含む場合に記載する。</u> <u>・柵工、残存型柵、標識工、視線誘導標等の設計を含む場合に記載する。</u>	[略] [略]	[略] [略]
(業務の成果品質確保対策) 第3-3条 ・ (業務写真における黒板情報の電子化) 第3-4条 第4章 打合せ ・ 第5章 成果物	[略] [略]	[略] [略]	[略]	[略]	(業務の成果品質確保対策) 第3-3条 ・ (業務写真における黒板情報の電子化) 第3-4条 第4章 打合せ ・ 第5章 成果物	[略] [略]	[略] [略]	[略]	[略]

改正後					現行				
第6章 契約変更 (契約変更) 第6-1条 <u>(業務スライドの試 行)</u> 第6-2条	[略]	[略]	[略]	[略]	第6章 契約変更 (契約変更) 第6-1条	[略]	[略]	[略]	[略]
	<p><u>(1) 本業務は、「建設コンサルタン ト業務等における賃金等の変動に 基づく業務費の変更の取扱いにつ いて(試行)」(令和7年12月17日付 け7農振第2167号農村振興局整備部 設計課長通知) URL (「<a href="https://www.maff.go.jp/j/nous
in/sekkei/attach/pdf/index-
256.pdf">https://www.maff.go.jp/j/nous in/sekkei/attach/pdf/index- 256.pdf」)に基づく試行業務であ る。</u></p> <p><u>(2) 発注者又は受注者は、履行期 間内で業務契約締結の日から12月を 経過した後に日本国内における賃金 水準又は物価水準の変動により業務 費が不相当となったと認めたとき は、相手方に対して業務費の変更を 請求することができる。</u></p> <p><u>(3) 発注者又は受注者は、(2) の規定による請求があったときは、 変動前残業務費(業務費から当該請 求時の履行済部分に相応する業務費 を控除した額をいう。以下この条に おいて同じ。)と変動後残業務費 (変動後の賃金又は物価を基礎とし て算出した変動前残業務費に相応す る額をいう。以下この条において同 じ。)との差額のうち変動前残業務 費の1000分の15を超える額につき、 業務費の変更に応じなければならない。</u></p> <p><u>(4) 変動前残業務費及び変動後残 業務費は、請求のあった日を基準と し、物価指数等に基づき発注者と受 注者とが協議して定める。ただし、 協議開始の日から14日以内に協議が 整わない場合にあつては、発注者が 定め、受注者に通知する。</u></p> <p><u>(5) (2)の規定による請求は、 この条の規定により業務費の変更を 行った後再度行うことができる。こ の場合において、(2)中「業務契 約締結の日」とあるのは、「直前の</u></p>	第58条			<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>			<u>[新設]</u>

改 正 後				現 行			
第7章 定めなき事項	<p><u>この条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。</u></p> <p><u>(6) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不適當となったときは、発注者又は受注者は、(2)～(5)の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。</u></p> <p><u>(7) (6)の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。</u></p> <p><u>(8) (4)及び(7)の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が(2)、(6)の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。</u></p> <p><u>(9)業務スライドの試行に係る運用については、(1)に記載の通知に基づくものとする。</u></p>	[略]	[略]	第7章 定めなき事項	[略]	[略]	[略]

別 紙		
内 容	特別仕様書	共通仕様書
【管理技術者・照査技術者について】 [略]	[略]	[略]
【予定価格が100万円以上かつ1,000万円以下の場合】 [略]		
【農道一現況調査計画作業項目内訳表】《基本設計》 [略]		

別 紙		
内 容	特別仕様書	共通仕様書
【管理技術者・照査技術者について】 [略]	[略]	[略]
【予定価格が100万円以上かつ1,000万円以下の場合】 [略]		
【農道一現況調査計画作業項目内訳表】《基本設計》 [略]		

改正後

現行

【農道—道路計画設計作業項目内訳表】《構想設計》

作業項目	作業内容	作業実施欄	
		当初	変更
1 現地調査	1/5,000 地形図により、関係機関、地元等の意見構想を聞き取り、概定ルートを図上検討する。 (補足説明) 現況調査計画(構想)時に実施した現地調査結果の確認を行う。 計画する路線付近の地形が 1/5,000 地形図と大幅な相違がないか、地すべり、崩壊カ所等の痕跡、兆候の有無等を注意して踏査する。 また、計画路線付近に支障となる諸施設の有無及び規模について調査する。		
2 線形計画・設計 ～ 12 点検取りまとめ	[略]		

【農道—道路計画設計作業項目内訳表】《構想設計》

作業項目	作業内容	作業実施欄	
		当初	変更
1 現地調査	1/5,000 地形図により、関係機関、地元等の意見構想を聞き取り、概定ルートを図上検討する。 【旅行日は含まない。(旅費は別途計上する。) (補足説明) 現況調査計画(構想)時に実施した現地調査結果の確認を行う。 計画する路線付近の地形が 1/5,000 地形図と大幅な相違がないか、地すべり、崩壊カ所等の痕跡、兆候の有無等を注意して踏査する。 また、計画路線付近に支障となる諸施設の有無及び規模について調査する。		
2 線形計画・設計 ～ 12 点検取りまとめ	[略]		

【農道—道路計画設計作業項目内訳表】《基本設計》

作業項目	作業内容	作業実施欄	
		当初	変更
1 現地調査	1/2,500 地形図により、位置概定要因を聞き取り、現地を概査して概定ルートを図示する。 (補足説明) 現況調査計画(基本)及び構想設計時に実施した現地調査結果の確認を行う。 構想設計で概定されたルート付近の地形が1/2,500 地形図と大幅な相違が生じていないか、地すべり、崩壊等の痕跡、兆候の有無等を注意して踏査する。また、計画路線付近に工事施設及び補償上支障となる施設の有無と支障の程度について調べる。		
2 線形計画・設計 ～ 12 点検取りまとめ	[略]		

【農道—道路計画設計作業項目内訳表】《基本設計》

作業項目	作業内容	作業実施欄	
		当初	変更
1 現地調査	1/2,500 地形図により、位置概定要因を聞き取り、現地を概査して概定ルートを図示する。 【旅行日は含まない。(旅費は別途計上する。) (補足説明) 現況調査計画(基本)及び構想設計時に実施した現地調査結果の確認を行う。 構想設計で概定されたルート付近の地形が1/2,500 地形図と大幅な相違が生じていないか、地すべり、崩壊等の痕跡、兆候の有無等を注意して踏査する。また、計画路線付近に工事施設及び補償上支障となる施設の有無と支障の程度について調べる。		
2 線形計画・設計 ～ 12 点検取りまとめ	[略]		

【農道—道路計画設計作業項目内訳表】《実施設計》

作業項目	作業内容	作業実施欄	
		当初	変更
1 現地調査	1/500 地形図に概定ルートを図示し、主要構造物箇所、大盛土、切土地点を踏査し、工法、規模を検討する。 (補足説明) 基本設計時に実施した現地調査結果の確認を行う。		
2 線形計画・設計 ～ 13 点検取りまとめ	[略]		

【農道—道路計画設計作業項目内訳表】《実施設計》

作業項目	作業内容	作業実施欄	
		当初	変更
1 現地調査	1/500 地形図に概定ルートを図示し、主要構造物箇所、大盛土、切土地点を踏査し、工法、規模を検討する。 【旅行日は含まない。(旅費は別途計上する。) 土質調査は別途計上する。】 (補足説明) 基本設計時に実施した現地調査結果の確認を行う。		
2 線形計画・設計 ～ 13 点検取りまとめ	[略]		

改正後

現行

【農道—道路トンネル設計作業項目内訳表】《基本設計》

作業項目	作業内容	作業実施欄	
		当初	変更
1 現地調査	地形、地質等トンネル設計に必要な調査を行う。 (補足説明) 道路計画設計(基本)時に実施した現地調査結果の確認を行う。		
2 資料の検討 ～ 12 点検取りまとめ	[略]		

【農道—道路トンネル設計作業項目内訳表】《基本設計》

作業項目	作業内容	作業実施欄	
		当初	変更
1 現地調査	地形、地質等トンネル設計に必要な調査を行う。 <u>【旅行日は含まない。(旅費は別途計上する。) 測量、地質調査は別途計上する。】</u> (補足説明) 道路計画設計(基本)時に実施した現地調査結果の確認を行う。		
2 資料の検討 ～ 12 点検取りまとめ	[略]		

【農道—道路トンネル設計作業項目内訳表】《実施設計》

作業項目	作業内容	作業実施欄	
		当初	変更
1 現地調査	地形、地質等トンネル設計に必要な調査を行う。 (補足説明) 道路計画設計(実施)時および道路トンネル設計の基本設計時に実施した現地調査結果の確認を行う。		
2 資料の検討 ～ 13 点検取りまとめ	[略]		

【農道—道路トンネル設計作業項目内訳表】《実施設計》

作業項目	作業内容	作業実施欄	
		当初	変更
1 現地調査	地形、地質等トンネル設計に必要な調査を行う。 <u>【旅行日は含まない。(旅費は別途計上する。) 測量、地質調査は別途計上する。】</u> (補足説明) 道路計画設計(実施)時および道路トンネル設計の基本設計時に実施した現地調査結果の確認を行う。		
2 資料の検討 ～ 13 点検取りまとめ	[略]		

改正後					現行				
IV 積算参考資料作成業務 積算参考資料作成業務特別仕様書記載例					IV 積算参考資料作成業務 積算参考資料作成業務特別仕様書記載例				
積算参考資料作成業務特別仕様書記載例		作成要領及び留意事項			積算参考資料作成業務特別仕様書記載例		作成要領及び留意事項		
項目	内容	内容	契約書	共通仕様書	項目	内容	内容	契約書	共通仕様書
第1章 総則 ～ 第5章 成果物	[略]	[略]	[略]	[略]	第1章 総則 ～ 第5章 成果物	[略]	[略]	[略]	[略]
第6章 契約変更 (契約変更) 第6-1条 <u>(業務スライドの試 行)</u> 第6-2条	[略]	[略]	[略]	[略]	第6章 契約変更 (契約変更) 第6-1条	[略]	[略]	[略]	[略]
	<p><u>(1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて(試行)」(令和7年12月17日付け7農振第2167号農村振興局整備部設計課長通知) URL (「https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-256.pdf」) に基づく試行業務である。</u></p> <p><u>(2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不相当となったと認めるときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。</u></p> <p><u>(3) 発注者又は受注者は、(2)の規定による請求があったときは、変動前残業務費(業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残業務費(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残業務費の1000分の15を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。</u></p> <p><u>(4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受</u></p>	第58条			<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>		

改 正 後				現 行			
第7章 定めなき事項	<p><u>注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。</u></p> <p><u>(5) (2)の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、(2)中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。</u></p> <p><u>(6) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、(2)～(5)の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。</u></p> <p><u>(7) (6)の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。</u></p> <p><u>(8) (4)及び(7)の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が(2)、(6)の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。</u></p> <p><u>(9) 業務スライドの試行に係る運用については、(1)に記載の通知に基づくものとする。</u></p>	[略]	[略]	第7章 定めなき事項	[略]	[略]	[略]

別 紙			
内 容		特別仕様書	共通仕様書
【管理技術者について】 [略]		[略]	[略]

別 紙			
内 容		特別仕様書	共通仕様書
【管理技術者について】 [略]		[略]	[略]

改正後

【予定価格が100万円以上かつ1,000万円以下の場合】 [略]

現行

【予定価格が100万円以上かつ1,000万円以下の場合】 [略]

改正後					現行																				
V 現場技術業務 現場技術業務（監督支援型）特別仕様書記載例					V 現場技術業務 現場技術業務（監督支援型）特別仕様書記載例																				
現場技術業務（監督支援型）特別仕様書記載例		作成要領及び留意事項			現場技術業務（監督支援型）特別仕様書記載例		作成要領及び留意事項																		
項目	内容	内容	契約書	共通仕様書	項目	内容	内容	契約書	共通仕様書																
(適用範囲) 第1条 ～ (管理技術者) 第4条	[略]	[略]	[略]	[略]	(適用範囲) 第1条 ～ (管理技術者) 第4条 (現場技術員) 第5条	[略]	[略]	[略]	[略]																
(現場技術員) 第5条	現場技術員の技術者区分及び資格は、次のいずれかの者とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>技術者区分</th> <th>資格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現場技術員 (A)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 技術士（総合技術監理部門（農業－農業土木、農業－農業農村工学又は当該業務に該当する技術部門の選択科目）） 技術士（農業部門（農業土木又は農業農村工学）又は当該業務に該当する技術部門（選択科目）） 1級土木施工管理技士の資格を有する者。 大学卒業後8年、短大・高専卒業後13年、高校卒業後18年以上の実務経験を有する者。 </td> </tr> <tr> <td>現場技術員 (B)</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>現場技術員 (C)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 技術士（総合技術監理部門（農業－農業土木、農業－農業農村工学又は当該業務に該当する技術部門の選択科目）） 技術士（農業部門（農業土木又は農業農村工学）又は当該業務に該当する技術部門（選択科目）） 1級または2級土木施工管理技士の資格を有する者。 畑地かんがい技士（畑地かんがいの工事に関する業務に限る） 技術士補（農業部門） 大学卒業後2年、短大・高専卒業後4年、高校卒業後6年以上の実務経験を有する者。 </td> </tr> </tbody> </table>	技術者区分	資格	現場技術員 (A)	<ul style="list-style-type: none"> 技術士（総合技術監理部門（農業－農業土木、農業－農業農村工学又は当該業務に該当する技術部門の選択科目）） 技術士（農業部門（農業土木又は農業農村工学）又は当該業務に該当する技術部門（選択科目）） 1級土木施工管理技士の資格を有する者。 大学卒業後8年、短大・高専卒業後13年、高校卒業後18年以上の実務経験を有する者。 	現場技術員 (B)	[略]	現場技術員 (C)	<ul style="list-style-type: none"> 技術士（総合技術監理部門（農業－農業土木、農業－農業農村工学又は当該業務に該当する技術部門の選択科目）） 技術士（農業部門（農業土木又は農業農村工学）又は当該業務に該当する技術部門（選択科目）） 1級または2級土木施工管理技士の資格を有する者。 畑地かんがい技士（畑地かんがいの工事に関する業務に限る） 技術士補（農業部門） 大学卒業後2年、短大・高専卒業後4年、高校卒業後6年以上の実務経験を有する者。 				(現場技術員) 第5条	現場技術員の技術者区分及び資格は、次のいずれかの者とする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>技術者区分</th> <th>資格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現場技術員 (A)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 技術士（総合技術監理部門（農業－農業土木、農業－農業農村工学又は当該業務に該当する技術部門の選択科目）） 技術士（農業部門（農業土木又は農業農村工学）又は当該業務に該当する技術部門（選択科目）） 1級土木施工管理技士の資格を<u>取得後5年以上の実務経験を有する者。</u> 大学卒業後8年、短大・高専卒業後13年、高校卒業後18年以上の実務経験を有する者。 </td> </tr> <tr> <td>現場技術員 (B)</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>現場技術員 (C)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 技術士（総合技術監理部門（農業－農業土木、農業－農業農村工学又は当該業務に該当する技術部門の選択科目）） 技術士（農業部門（農業土木又は農業農村工学）又は当該業務に該当する技術部門（選択科目）） 2級土木施工管理技士の資格を有する者。 畑地かんがい技士（畑地かんがいの工事に関する業務に限る） 技術士補（農業部門） 大学卒業後2年、短大・高専卒業後4年、高校卒業後6年以上の実務経験を有する者。 </td> </tr> </tbody> </table>	技術者区分	資格	現場技術員 (A)	<ul style="list-style-type: none"> 技術士（総合技術監理部門（農業－農業土木、農業－農業農村工学又は当該業務に該当する技術部門の選択科目）） 技術士（農業部門（農業土木又は農業農村工学）又は当該業務に該当する技術部門（選択科目）） 1級土木施工管理技士の資格を<u>取得後5年以上の実務経験を有する者。</u> 大学卒業後8年、短大・高専卒業後13年、高校卒業後18年以上の実務経験を有する者。 	現場技術員 (B)	[略]	現場技術員 (C)	<ul style="list-style-type: none"> 技術士（総合技術監理部門（農業－農業土木、農業－農業農村工学又は当該業務に該当する技術部門の選択科目）） 技術士（農業部門（農業土木又は農業農村工学）又は当該業務に該当する技術部門（選択科目）） 2級土木施工管理技士の資格を有する者。 畑地かんがい技士（畑地かんがいの工事に関する業務に限る） 技術士補（農業部門） 大学卒業後2年、短大・高専卒業後4年、高校卒業後6年以上の実務経験を有する者。 			
技術者区分	資格																								
現場技術員 (A)	<ul style="list-style-type: none"> 技術士（総合技術監理部門（農業－農業土木、農業－農業農村工学又は当該業務に該当する技術部門の選択科目）） 技術士（農業部門（農業土木又は農業農村工学）又は当該業務に該当する技術部門（選択科目）） 1級土木施工管理技士の資格を有する者。 大学卒業後8年、短大・高専卒業後13年、高校卒業後18年以上の実務経験を有する者。 																								
現場技術員 (B)	[略]																								
現場技術員 (C)	<ul style="list-style-type: none"> 技術士（総合技術監理部門（農業－農業土木、農業－農業農村工学又は当該業務に該当する技術部門の選択科目）） 技術士（農業部門（農業土木又は農業農村工学）又は当該業務に該当する技術部門（選択科目）） 1級または2級土木施工管理技士の資格を有する者。 畑地かんがい技士（畑地かんがいの工事に関する業務に限る） 技術士補（農業部門） 大学卒業後2年、短大・高専卒業後4年、高校卒業後6年以上の実務経験を有する者。 																								
技術者区分	資格																								
現場技術員 (A)	<ul style="list-style-type: none"> 技術士（総合技術監理部門（農業－農業土木、農業－農業農村工学又は当該業務に該当する技術部門の選択科目）） 技術士（農業部門（農業土木又は農業農村工学）又は当該業務に該当する技術部門（選択科目）） 1級土木施工管理技士の資格を<u>取得後5年以上の実務経験を有する者。</u> 大学卒業後8年、短大・高専卒業後13年、高校卒業後18年以上の実務経験を有する者。 																								
現場技術員 (B)	[略]																								
現場技術員 (C)	<ul style="list-style-type: none"> 技術士（総合技術監理部門（農業－農業土木、農業－農業農村工学又は当該業務に該当する技術部門の選択科目）） 技術士（農業部門（農業土木又は農業農村工学）又は当該業務に該当する技術部門（選択科目）） 2級土木施工管理技士の資格を有する者。 畑地かんがい技士（畑地かんがいの工事に関する業務に限る） 技術士補（農業部門） 大学卒業後2年、短大・高専卒業後4年、高校卒業後6年以上の実務経験を有する者。 																								

改正後				現行			
<p>(定めなき事項) 第18条</p>	<p><u>費(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。)</u>との差額のうち変動前残業務費の1000分の15を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。</p> <p><u>(4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。</u> ただし、<u>協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。</u></p> <p><u>(5) (2)の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、(2)中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。</u></p> <p><u>(6) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、(2)～(5)の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。</u></p> <p><u>(7) (6)の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。</u> ただし、<u>協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。</u></p> <p><u>(8) (4)及び(7)の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。</u> ただし、<u>発注者が(2)、(6)の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。</u></p> <p><u>(9) 業務スライドの試行に係る運用については、(1)に記載の通知に基づくものとする。</u></p> <p>[略]</p>	[略]	[略]	<p>(定めなき事項) 第18条</p>	[略]	[略]	[略]
【予定価格が100万円以上かつ1,000万円以下の場合】 [略]				【予定価格が100万円以上かつ1,000万円以下の場合】 [略]			

改正後

現行

現場技術業務（事業促進型）特別仕様書記載例

現場技術業務（事業促進型）特別仕様書記載例

現場技術業務（事業促進型）特別仕様書記載例		作成要領及び留意事項			現場技術業務（事業促進型）特別仕様書記載例		作成要領及び留意事項																										
項目	内容	内容	契約書	共通仕様書	項目	内容	内容	契約書	共通仕様書																								
(適用範囲) 第1条 ~ (主任技術者) 第5条 (技術員) 第6条	[略] 技術員の技術者区分及び資格は、次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>担当部門</th> <th>資格</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>技術員1 技術員2 … 技術員○</td> <td> ・技術士（総合技術監理部門（農業－農業土木、農業－農業農村工学又は当該業務に該当する技術部門の選択科目）） ・技術士（農業部門（農業土木又は農業農村工学）又は当該業務に該当する技術部門（選択科目）） ・1級土木施工管理技士の資格を有する者。 ・大学卒業後8年、短大・高専卒業後13年、高校卒業後18年以上の実務経験を有する者。 </td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	担当部門	資格	備考	技術員1 技術員2 … 技術員○	・技術士（総合技術監理部門（農業－農業土木、農業－農業農村工学又は当該業務に該当する技術部門の選択科目）） ・技術士（農業部門（農業土木又は農業農村工学）又は当該業務に該当する技術部門（選択科目）） ・1級土木施工管理技士の資格を有する者。 ・大学卒業後8年、短大・高専卒業後13年、高校卒業後18年以上の実務経験を有する者。	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	(適用範囲) 第1条 ~ (主任技術者) 第5条 (技術員) 第6条	[略] 技術員の技術者区分及び資格は、次のとおりとする。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>担当部門</th> <th>資格</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>技術員1 技術員2 … 技術員○</td> <td> ・技術士（総合技術監理部門（農業－農業土木、農業－農業農村工学又は当該業務に該当する技術部門の選択科目）） ・技術士（農業部門（農業土木又は農業農村工学）又は当該業務に該当する技術部門（選択科目）） ・1級土木施工管理技士の資格を<u>取得後5年以上の実務経験を</u>有する者。 ・大学卒業後8年、短大・高専卒業後13年、高校卒業後18年以上の実務経験を有する者。 </td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	担当部門	資格	備考	技術員1 技術員2 … 技術員○	・技術士（総合技術監理部門（農業－農業土木、農業－農業農村工学又は当該業務に該当する技術部門の選択科目）） ・技術士（農業部門（農業土木又は農業農村工学）又は当該業務に該当する技術部門（選択科目）） ・1級土木施工管理技士の資格を <u>取得後5年以上の実務経験を</u> 有する者。 ・大学卒業後8年、短大・高専卒業後13年、高校卒業後18年以上の実務経験を有する者。	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
担当部門	資格	備考																															
技術員1 技術員2 … 技術員○	・技術士（総合技術監理部門（農業－農業土木、農業－農業農村工学又は当該業務に該当する技術部門の選択科目）） ・技術士（農業部門（農業土木又は農業農村工学）又は当該業務に該当する技術部門（選択科目）） ・1級土木施工管理技士の資格を有する者。 ・大学卒業後8年、短大・高専卒業後13年、高校卒業後18年以上の実務経験を有する者。	[略]																															
[略]	[略]	[略]																															
[略]	[略]	[略]																															
担当部門	資格	備考																															
技術員1 技術員2 … 技術員○	・技術士（総合技術監理部門（農業－農業土木、農業－農業農村工学又は当該業務に該当する技術部門の選択科目）） ・技術士（農業部門（農業土木又は農業農村工学）又は当該業務に該当する技術部門（選択科目）） ・1級土木施工管理技士の資格を <u>取得後5年以上の実務経験を</u> 有する者。 ・大学卒業後8年、短大・高専卒業後13年、高校卒業後18年以上の実務経験を有する者。	[略]																															
[略]	[略]	[略]																															
[略]	[略]	[略]																															
(配置技術者の確認) 第7条 ~ (履行場所) 第11条	[略]	[略]	[略]	[略]	(配置技術者の確認) 第7条 ~ (履行場所) 第11条	[略]	[略]	[略]	[略]																								

改正後					現行				
(履行期間) 第12条	業務期間は次のとおりとする。 ○年○月○日～○年○月○日	準備期間（5日間）、積算上の延べ人数（例：技師C 220人、技術員440人）については、現場説明事項特記事項に記入する。 （参考：履行期間設定例） 履行開始日 作業開始日 履行完了日			(履行期間) 第12条	業務期間は次のとおりとする。 ○年○月○日～○年○月○日	準備期間（5日間）、積算上の延べ人数（例：技師C 220人、技術員440人）については、現場説明事項特記事項に記入する。 （参考：履行期間等） 履行開始日 作業開始日 契約完了日		
(業務内容) 第13条 ～ (成果物の提出先) 第18条 (契約変更) 第19-1条	[略]	[略]	[略]	[略]	(業務内容) 第13条 ～ (成果物の提出先) 第18条 (契約変更) 第19-1条	[略]	[略]	[略]	[略]
<u>(業務スライドの試行)</u> 第19-2条	(1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて(試行)」(令和7年12月17日付け7農振第2167号農村振興局整備部設計課長通知)(URL「 https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-256.pdf 」)に基づく試行業務である。 (2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不相当となったと認めるときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。 (3) 発注者又は受注者は、(2)の規定による請求があったときは、変動前残業務費(業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残業務費(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残業務費の1000分の15を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。 (4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。 ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わな	第55条		<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>	<u>[新設]</u>			

改正後				現行			
(定めなき事項) 第20条	<p><u>い場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。</u></p> <p><u>(5) (2)の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、(2)中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。</u></p> <p><u>(6) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、(2)～(5)の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。</u></p> <p><u>(7) (6)の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。</u> <u>ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。</u></p> <p><u>(8) (4)及び(7)の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。</u> <u>ただし、発注者が(2)、(6)の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。</u></p> <p><u>(9) 業務スライドの試行に係る運用については、(1)に記載の通知に基づくものとする。</u></p> <p>[略]</p>		[略]	(定めなき事項) 第20条	[略]		[略]

【予定価格が100万円以上かつ1,000万円以下の場合】 [略]

【予定価格が100万円以上かつ1,000万円以下の場合】 [略]

改正後					現行				
VI 記録映像製作業務 記録映像製作業務特別仕様書記載例（企画業務単独）					VI 記録映像製作業務 記録映像製作業務特別仕様書記載例（企画業務単独）				
記録映像製作業務特別仕様書記載例（企画業務単独）		作成要領及び留意事項			記録映像製作業務特別仕様書記載例（企画業務単独）		作成要領及び留意事項		
項目	内容	内容	契約書	共通仕様書	項目	内容	内容	契約書	共通仕様書
第1章 総則 ～ 第5章 成果物 第6章 契約変更 (契約変更) 第6-1条 <u>(業務スライドの 試行)</u> 第6-2条	[略] [略] <u>(1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて（試行）」（令和7年12月17日付け7農振第2167号農村振興局整備部設計課長通知）（URL「https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-256.pdf」）に基づく試行業務である。</u> <u>(2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不適当となったと認めるときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。</u> <u>(3) 発注者又は受注者は、(2)の規定による請求があったときは、変動前残業務費（業務費から当該請求時の履行済部分に相当する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。）と変動後残業務費（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相当する額をいう。以下この条において同じ。）との差額のうち変動前残業務費の100分の15を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。</u> <u>(4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。</u> <u>ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。</u> <u>(5) (2)の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、(2)中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。</u> <u>(6) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション</u>	[略]	[略]	[略]	第58条	第1章 総則 ～ 第5章 成果物 第6章 契約変更 (契約変更) 第6-1条 [新設]	[略] [略] [略] [新設]	[略]	[略]

改正後				現行			
<p>第7章 定めなき事項</p>	<p><u>又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、(2)～(5)の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。</u></p> <p><u>(7) (6)の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。</u></p> <p><u>ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。</u></p> <p><u>(8) (4)及び(7)の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。</u></p> <p><u>ただし、発注者が(2)、(6)の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。</u></p> <p><u>(9) 業務スライドの試行に係る運用については、(1)に記載の通知に基づくものとする。</u></p> <p>[略]</p>		<p>[略]</p>	<p>第7章 定めなき事項</p>	<p>[略]</p>		<p>[略]</p>

改正後					現行				
記録映像製作業務特別仕様書記載例（撮影業務単独）					記録映像製作業務特別仕様書記載例（撮影業務単独）				
記録映像製作業務特別仕様書記載例（撮影業務単独）		作成要領及び留意事項			記録映像製作業務特別仕様書記載例（撮影業務単独）		作成要領及び留意事項		
項目	内容	内容	契約書	共通仕様書	項目	内容	内容	契約書	共通仕様書
第1章 総則 ～ 第5章 成果物	[略]	[略]	[略]	[略]	第1章 総則 ～ 第5章 成果物	[略]	[略]	[略]	[略]
第6章 契約変更 (契約変更) 第6-1条 <u>(業務スライドの試 行)</u> 第6-2条	[略]	[略]	[略]	[略]	第6章 契約変更 (契約変更) 第6-1条 [新設]	[略]	[略]	[略]	[略]
	<p><u>(1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて(試行)」(令和7年12月17日付け7農振第2167号農村振興局整備部設計課長通知)(URL「https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-256.pdf」)に基づく試行業務である。</u></p> <p><u>(2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不適当となったと認めるときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。</u></p> <p><u>(3) 発注者又は受注者は、(2)の規定による請求があったときは、変動前残業務費(業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残業務費(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残業務費の1000分の15を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。</u></p> <p><u>(4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。</u> ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p><u>(5) (2)の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、(2)中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。</u></p> <p><u>(6) 予期することのできない特別の事情により、履行</u></p>		第58条					[新設]	

改正後				現 行			
<p>第7章 定めなき事項</p>	<p><u>期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、(2)～(5)の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。</u></p> <p><u>(7) (6)の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。</u></p> <p><u>ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。</u></p> <p><u>(8) (4)及び(7)の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。</u></p> <p><u>ただし、発注者が(2)、(6)の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。</u></p> <p><u>(9) 業務スライドの試行に係る運用については、(1)に記載の通知に基づくものとする。</u></p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>第7章 定めなき事項</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>

改正後					現行				
記録映像製作業務特別仕様書記載例（編集業務単独）					記録映像製作業務特別仕様書記載例（編集業務単独）				
記録映像製作業務特別仕様書記載例（編集業務単独）		作成要領及び留意事項			記録映像製作業務特別仕様書記載例（編集業務単独）		作成要領及び留意事項		
項目	内容	内容	契約書	共通仕様書	項目	内容	内容	契約書	共通仕様書
第1章 総則 ～ 第5章 成果物	[略]	[略]	[略]	[略]	第1章 総則 ～ 第5章 成果物	[略]	[略]	[略]	[略]
第6章 契約変更 (契約変更)	[略]	[略]	[略]	[略]	第6章 契約変更 (契約変更)	[略]	[略]	[略]	[略]
第6-1条 <u>(業務スライドの 試行)</u>					第6-1条				
第6-2条	<p><u>(1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて(試行)」(令和7年12月17日付け7農振第2167号農村振興局整備部設計課長通知)(URL「https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-256.pdf」)に基づく試行業務である。</u></p> <p><u>(2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不適当となったと認めるときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。</u></p> <p><u>(3) 発注者又は受注者は、(2)の規定による請求があったときは、変動前残業務費(業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。)と変動後残業務費(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残業務費の100分の15を超える額につき、業務費の変更に応じなければならない。</u></p> <p><u>(4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受注者とが協議して定める。</u> ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p><u>(5) (2)の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、(2)中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。</u></p> <p><u>(6) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション</u></p>	第58条			[新設]	[新設]		[新設]	

改正後				現 行			
<p>第7章 定めなき事項</p>	<p><u>又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不適当となったときは、発注者又は受注者は、(2)～(5)の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。</u></p> <p><u>(7) (6)の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。</u></p> <p><u>ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。</u></p> <p><u>(8) (4)及び(7)の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。</u></p> <p><u>ただし、発注者が(2)、(6)の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。</u></p> <p><u>(9) 業務スライドの試行に係る運用については、(1)に記載の通知に基づくものとする。</u></p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>第7章 定めなき事項</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>	<p>[略]</p>
<p>【記録映像制作作業項目内訳表】 [略]</p>				<p>【記録映像制作作業項目内訳表】 [略]</p>			

改正後					現行				
施設機能診断業務特別仕様書記載例					施設機能診断業務特別仕様書記載例				
施設機能診断業務特別仕様書記載例		作成要領及び留意事項			施設機能診断業務特別仕様書記載例		作成要領及び留意事項		
項目	内容	内容	契約書	共通仕様書	項目	内容	内容	契約書	共通仕様書
第1章 総則 ～ 第5章 成果物 第6章 契約変更 (契約変更) 第6-1条 <u>(業務スライドの試行)</u> 第6-2条	[略] [略] <u>(1) 本業務は、「建設コンサルタント業務等における賃金等の変動に基づく業務費の変更の取扱いについて(試行)」(令和7年12月17日付け7農振第2167号農村振興局整備部設計課長通知) URL (「https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-256.pdf」) に基づく試行業務である。</u> <u>(2) 発注者又は受注者は、履行期間内で業務契約締結の日から12月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により業務費が不相当となったと認めるときは、相手方に対して業務費の変更を請求することができる。</u> <u>(3) 発注者又は受注者は、(2)の規定による請求があったときは、変動前残業務費(業務費から当該請求時の履行済部分に相応する業務費を控除した額をいう。以下この条において同じ。)</u> と変動後残業務費(変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残業務費に相応する額をいう。以下この条において同じ。)との差額のうち変動前残業務費の1000分の15を超える額につき、 <u>業務費の変更に応じなければならない。</u> <u>(4) 変動前残業務費及び変動後残業務費は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき発注者と受</u>	[略] [略]	[略] [略] <u>第58条</u>	[略]	第1章 総則 ～ 第5章 成果物 第6章 契約変更 (契約変更) 第6-1条 <u>[新設]</u>	[略] [略] <u>[新設]</u>	[略] [略]	[略] [略] <u>[新設]</u>	[略]

改 正 後				現 行			
第7章 定めなき事項	<p><u>注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。</u></p> <p><u>(5) (2)の規定による請求は、この条の規定により業務費の変更を行った後再度行うことができる。この場合において、(2)中「業務契約締結の日」とあるのは、「直前のこの条に基づく業務費変更の基準とした日」とするものとする。</u></p> <p><u>(6) 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、業務費が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、(2)～(5)の定めにかかわらず、業務費の変更を請求することができる。</u></p> <p><u>(7) (6)の場合において、業務費の変更額については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあつては、発注者が定め、受注者に通知する。</u></p> <p><u>(8) (4)及び(7)の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知しなければならない。ただし、発注者が(2)、(6)の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。</u></p> <p><u>(9) 業務スライドの試行に係る運用については、(1)に記載の通知に基づくものとする。</u></p>	[略]	[略]	第7章 定めなき事項	[略]	[略]	[略]

別 紙		
内 容	特別仕様書	共通仕様書
【管理技術者・照査技術者について】 [略]	[略]	[略]

別 紙		
内 容	特別仕様書	共通仕様書
【管理技術者・照査技術者について】 [略]	[略]	[略]

改正後

【予定価格が100万円以上かつ1,000万円以下の場合】 [略]

【調査対象施設一覧表】 [略]

現行

【予定価格が100万円以上かつ1,000万円以下の場合】 [略]

【調査対象施設一覧表】 [略]

改正後

第5・第6 [略]

第7 調査・測量・設計業務等に関する運用事項

調査・測量・設計業務等に関する運用事項について以下のとおり定めたので、価格積算の参考とされたい。

運用事項一覧

	3-8. 空中写真測量、深淺測量、UAV 写真測量の適用歩掛
1. 共通	
1-1. 歩掛採用の優先順位	4. 設計業務
1-2. 工期算定方法	4-1. 各設計段階における調査、測量の実施状況
1-3. 関連図書一覧	4-2. 電子計算機使用料及び機械器具損料の取扱い
1-4. 設計等における数値の扱い	4-3. 電子計算機利用の設計単価
1-5. 技術者の職種区分	4-4. 過年度と類似業務を発注する場合の取扱い
1-6. 調査業務及び測量業務における業務歩掛見積り	4-5. コンクリートダムの電子計算機使用料
1-7. 地質・土質調査業務と測量及び設計業務を一括して発注する場合	4-6. 水路工の断面数の取扱い
1-8. 電子成果品作成費の計上方法	4-7. 水路工の中心線決定
1-9. 諸経費率の扱いについて	4-8. 水路工で近接する複数路線の設計を行う場合
1-10. 設計変更に伴う業務価格の積算について	4-9. パイプラインの附帯構造物
<u>1-11. 熱中症対策費用の積上げ計上について</u>	4-10. パイプラインと畑地かんがい施設の水利計算
	4-11. 畑地かんがい施設ファームpond容量の適用範囲
	4-12. 農道工で近接する複数路線の設計を行う場合
	4-13. 環境整備の設計歩掛
2. 調査業務	4-14. 環境調査の価格積算基準及び適用歩掛
2-1. 一般調査費、解析等調査業務費の算出例	4-15. 生態系調査の価格積算基準
2-2. 機械ボーリングの掘削延長	4-16. 図工の計上の取扱い
2-3. 資機材等の現地搬入・搬出費	
2-4. 土質と岩盤ボーリングが混在する場合の運搬費	5. 機能診断業務
2-5. 現場内小運搬の積算例	5-1. 管理技術者及び照査技術者の取扱い
2-6. 室内土質試験等	
2-7. 解析等調査業務	6. 現場技術業務
	6-1. 設計変更の積算方法
3. 測量業務	6-2. 標準的な計算例
3-1. 成果品検定費を計上する場合の留意点	6-3. 配置技術者の目安
3-2. 変化率の適用方法	
3-3. 地域区分の定義	
3-4. 標準歩掛における率計上費目の構成内訳	
3-5. 路線測量における留意点	
3-6. 現地測量の歩掛適用範囲	
<u>[削る]</u>	
3-7. 測量調査費として計上する内容	

現行

第5・第6 [略]

第7 調査・測量・設計業務等に関する運用事項

調査・測量・設計業務等に関する運用事項について以下のとおり定めたので、価格積算の参考とされたい。

運用事項一覧

	3-9. 空中写真測量、深淺測量、UAV 写真測量の適用歩掛
1. 共通	
1-1. 歩掛採用の優先順位	4. 設計業務
1-2. 工期算定方法	4-1. 各設計段階における調査、測量の実施状況
1-3. 関連図書一覧	4-2. 電子計算機使用料及び機械器具損料の取扱い
1-4. 設計等における数値の扱い	4-3. 電子計算機利用の設計単価
1-5. 技術者の職種区分	4-4. 過年度と類似業務を発注する場合の取扱い
1-6. 調査業務及び測量業務における業務歩掛見積り	4-5. コンクリートダムの電子計算機使用料
1-7. 地質・土質調査業務と測量及び設計業務を一括して発注する場合	4-6. 水路工の断面数の取扱い
1-8. 電子成果品作成費の計上方法	4-7. 水路工の中心線決定
1-9. 諸経費率の扱いについて	4-8. 水路工で近接する複数路線の設計を行う場合
1-10. 設計変更に伴う業務価格の積算について	4-9. パイプラインの附帯構造物
<u>[新設]</u>	4-10. パイプラインと畑地かんがい施設の水利計算
	4-11. 畑地かんがい施設ファームpond容量の適用範囲
	4-12. 農道工で近接する複数路線の設計を行う場合
	4-13. 環境整備の設計歩掛
2. 調査業務	4-14. 環境調査の価格積算基準及び適用歩掛
2-1. 一般調査費、解析等調査業務費の算出例	4-15. 生態系調査の価格積算基準
2-2. 機械ボーリングの掘削延長	4-16. 図工の計上の取扱い
2-3. 資機材等の現地搬入・搬出費	
2-4. 土質と岩盤ボーリングが混在する場合の運搬費	5. 機能診断業務
2-5. 現場内小運搬の積算例	5-1. 管理技術者及び照査技術者の取扱い
2-6. 室内土質試験等	
2-7. 解析等調査業務	6. 現場技術業務
	6-1. 設計変更の積算方法
3. 測量業務	6-2. 標準的な計算例
3-1. 成果品検定費を計上する場合の留意点	6-3. 配置技術者の目安
3-2. 変化率の適用方法	
3-3. 地域区分の定義	
3-4. 標準歩掛における率計上費目の構成内訳	
3-5. 路線測量における留意点	
3-6. 現地測量の歩掛適用範囲	
<u>3-7. 世界測地系への移行に伴う留意点等</u>	
3-8. 測量調査費として計上する内容	

改正後			現行		
1. 共通			1. 共通		
項目	質疑	回答	項目	質疑	回答
1-1. 歩掛採用の優先順位	[略]	[略]	1-1. 歩掛採用の優先順位	[略]	[略]
1-2. 工期算定方法	<p>調査・測量・設計業務等における標準工期の算定方法を示されたい。</p> <p>工期の算定は「設計業務の執行における留意事項」（平成5年5月25日付け5-61 施工企画調整室長通達）に留意し、下記を参考として運用するものとする。 なお、算定にあたっては業務の作業内容等を十分考慮する。</p> <p>①調査業務の工期算定式 $工期 = P1 + P2 + P3 + P4 + P5 + P6 + P7$ P1：内業工期 (内業実日数は1業務当り20日を標準) ×30/18 P2：外業工期 (外業実日数) ×30/18 P3：準備日数 15～30日(土木工事に類する場合は30日) P4：成果品作成日数 10日 P5：打合せ・その他日数 10日(打合せ回数3回程度で、<u>往復旅行時間</u>・時間調整を含む) P6：外業・内業段取り替え 5～15日(跡片付け含む)(土木工事に類する場合は15日) P7：その他 (土地立ち入り手続き・成果検定(30日を標準とする)等に要する日数)</p> <p>②測量業務の工期算定式 $工期 = P1 + P2 + P3 + P4 + P5 + P6 + P7 + P8$ P1：内業工期 (内業技師補日数) ×2.0 ×30/18 P2：外業工期 (外業技師補日数) ×30/18 P3：準備日数 15日 P4：成果品作成日数 10日 P5：打合せ・その他日数 10日(打合せ回数3回程度で、<u>往復旅行時間</u>・時間調整を含む) P6：外業・内業段取り替え 5～10日(跡片付け含む) P7：関係機関との協議 10日(実態に応じた日数を計上) P8：その他 (土地立ち入り手続き・成果検定(30日を標準とする)等に要する日数)</p> <p>③設計業務の工期算定式 $工期 = P1 + P2 + P3 + P4 + P5 + P6$ P1：内業工期 (歩掛総数の多い職種日数) ×1.35 ×30/18 P2：外業工期 (外業実日数) ×30/18 P3：準備日数 15日 P4：成果品作成日数 10日 P5：打合せ・その他日数 20日(打合せ回数5回程度で、<u>往復旅行時間</u>・時間調整を含む) P6：その他 (地元調整・他省庁協議等に要する日数)</p>	<p>調査・測量・設計業務等における標準工期の算定方法を示されたい。</p> <p>工期の算定は「設計業務の執行における留意事項」（平成5年5月25日付け5-61 施工企画調整室長通達）に留意し、下記を参考として運用するものとする。 なお、算定にあたっては業務の作業内容等を十分考慮する。</p> <p>①調査業務の工期算定式 $工期 = P1 + P2 + P3 + P4 + P5 + P6 + P7$ P1：内業工期 (内業実日数は1業務当り20日を標準) ×30/18 P2：外業工期 (外業実日数) ×30/18 P3：準備日数 15～30日(土木工事に類する場合は30日) P4：成果品作成日数 10日 P5：打合せ・その他日数 10日(打合せ回数3回程度で、<u>移動日</u>・時間調整を含む) P6：外業・内業段取り替え 5～15日(跡片付け含む)(土木工事に類する場合は15日) P7：その他 (土地立ち入り手続き・成果検定(30日を標準とする)等に要する日数)</p> <p>②測量業務の工期算定式 $工期 = P1 + P2 + P3 + P4 + P5 + P6 + P7 + P8$ P1：内業工期 (内業技師補日数) ×2.0 ×30/18 P2：外業工期 (外業技師補日数) ×30/18 P3：準備日数 15日 P4：成果品作成日数 10日 P5：打合せ・その他日数 10日(打合せ回数3回程度で、<u>移動日</u>・時間調整を含む) P6：外業・内業段取り替え 5～10日(跡片付け含む) P7：関係機関との協議 10日(実態に応じた日数を計上) P8：その他 (土地立ち入り手続き・成果検定(30日を標準とする)等に要する日数)</p> <p>③設計業務の工期算定式 $工期 = P1 + P2 + P3 + P4 + P5 + P6$ P1：内業工期 (歩掛総数の多い職種日数) ×1.35 ×30/18 P2：外業工期 (外業実日数) ×30/18 P3：準備日数 15日 P4：成果品作成日数 10日 P5：打合せ・その他日数 20日(打合せ回数5回程度で、<u>移動日</u>・時間調整を含む) P6：その他 (地元調整・他省庁協議等に要する日数)</p>			

改正後

現行

項目	質疑	回答																																																																																																						
1-3. 関連図書一覧	調査・測量・設計業務等に関連する資料を示されたい。	次表のとおりである。																																																																																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>図書名</th> <th>内容</th> <th>制定日等</th> <th>通知者等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>調査・測量・設計業務共通仕様書</td> <td>設計等業務の契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るための図書</td> <td>制定 平成6年3月 最終改正 令和8年3月</td> <td>農村振興局長</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>調査・測量・設計業務等特別仕様書記載例</td> <td>共通仕様書を補足するための特別仕様書を作成する際の参考資料</td> <td>制定 平成13年3月 最終改正 令和8年3月</td> <td>農村振興局整備部長</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>設計業務管理の手引書</td> <td>発注者として業務を適正に管理するための手法やチェックリスト等</td> <td>制定 平成15年3月 最終改正 令和8年3月</td> <td>農村振興局整備部長</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>測量作業規定</td> <td>測量法に基づき、公共測量を実施する機関が、観測機械の種類、観測法、計算法等を定めた規程</td> <td>制定 平成9年7月 最終改正 令和7年7月</td> <td>農村振興局長</td> </tr> </tbody> </table>	番号	図書名	内容	制定日等	通知者等	1	調査・測量・設計業務共通仕様書	設計等業務の契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るための図書	制定 平成6年3月 最終改正 令和8年3月	農村振興局長	2	調査・測量・設計業務等特別仕様書記載例	共通仕様書を補足するための特別仕様書を作成する際の参考資料	制定 平成13年3月 最終改正 令和8年3月	農村振興局整備部長	3	[略]	[略]	[略]	[略]	4	[略]	[略]	[略]	[略]	5	[略]	[略]	[略]	[略]	6	[略]	[略]	[略]	[略]	7	[略]	[略]	[略]	[略]	8	[略]	[略]	[略]	[略]	9	[略]	[略]	[略]	[略]	10	[略]	[略]	[略]	[略]	11	[略]	[略]	[略]	[略]	12	[略]	[略]	[略]	[略]	13	[略]	[略]	[略]	[略]	14	設計業務管理の手引書	発注者として業務を適正に管理するための手法やチェックリスト等	制定 平成15年3月 最終改正 令和8年3月	農村振興局整備部長	15	[略]	[略]	[略]	[略]	16	[略]	[略]	[略]	[略]	17	測量作業規定	測量法に基づき、公共測量を実施する機関が、観測機械の種類、観測法、計算法等を定めた規程	制定 平成9年7月 最終改正 令和7年7月	農村振興局長	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1-4. 設計等における数値の扱い</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>1-5. 技術者の職種区分</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>1-6. 調査業務及び測量業務における業務歩掛見積り</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>1-7. 地質・土質調査業務と測量及び設計業務を一括して発注する場合</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	1-4. 設計等における数値の扱い	[略]	[略]	1-5. 技術者の職種区分	[略]	[略]	1-6. 調査業務及び測量業務における業務歩掛見積り	[略]	[略]	1-7. 地質・土質調査業務と測量及び設計業務を一括して発注する場合	[略]	[略]
番号	図書名	内容	制定日等	通知者等																																																																																																				
1	調査・測量・設計業務共通仕様書	設計等業務の契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るための図書	制定 平成6年3月 最終改正 令和8年3月	農村振興局長																																																																																																				
2	調査・測量・設計業務等特別仕様書記載例	共通仕様書を補足するための特別仕様書を作成する際の参考資料	制定 平成13年3月 最終改正 令和8年3月	農村振興局整備部長																																																																																																				
3	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																																				
4	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																																				
5	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																																				
6	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																																				
7	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																																				
8	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																																				
9	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																																				
10	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																																				
11	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																																				
12	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																																				
13	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																																				
14	設計業務管理の手引書	発注者として業務を適正に管理するための手法やチェックリスト等	制定 平成15年3月 最終改正 令和8年3月	農村振興局整備部長																																																																																																				
15	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																																				
16	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																																				
17	測量作業規定	測量法に基づき、公共測量を実施する機関が、観測機械の種類、観測法、計算法等を定めた規程	制定 平成9年7月 最終改正 令和7年7月	農村振興局長																																																																																																				
1-4. 設計等における数値の扱い	[略]	[略]																																																																																																						
1-5. 技術者の職種区分	[略]	[略]																																																																																																						
1-6. 調査業務及び測量業務における業務歩掛見積り	[略]	[略]																																																																																																						
1-7. 地質・土質調査業務と測量及び設計業務を一括して発注する場合	[略]	[略]																																																																																																						

項目	質疑	回答																																																																																																						
1-3. 関連図書一覧	調査・測量・設計業務等に関連する資料を示されたい。	次表のとおりである。																																																																																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>図書名</th> <th>内容</th> <th>制定日等</th> <th>通知者等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>調査・測量・設計業務共通仕様書</td> <td>設計等業務の契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るための図書</td> <td>制定 平成6年3月 最終改正 令和7年3月</td> <td>農村振興局長</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>調査・測量・設計業務等特別仕様書記載例</td> <td>共通仕様書を補足するための特別仕様書を作成する際の参考資料</td> <td>制定 平成13年3月 最終改正 令和7年3月</td> <td>農村振興局整備部長</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>14</td> <td>設計業務管理の手引書</td> <td>発注者として業務を適正に管理するための手法やチェックリスト等</td> <td>制定 平成15年3月 最終改正 令和7年3月</td> <td>農村振興局整備部長</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>16</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>17</td> <td>測量作業規定</td> <td>測量法に基づき、公共測量を実施する機関が、観測機械の種類、観測法、計算法等を定めた規程</td> <td>制定 平成9年7月 最終改正 令和6年3月</td> <td>農村振興局長</td> </tr> </tbody> </table>	番号	図書名	内容	制定日等	通知者等	1	調査・測量・設計業務共通仕様書	設計等業務の契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るための図書	制定 平成6年3月 最終改正 令和7年3月	農村振興局長	2	調査・測量・設計業務等特別仕様書記載例	共通仕様書を補足するための特別仕様書を作成する際の参考資料	制定 平成13年3月 最終改正 令和7年3月	農村振興局整備部長	3	[略]	[略]	[略]	[略]	4	[略]	[略]	[略]	[略]	5	[略]	[略]	[略]	[略]	6	[略]	[略]	[略]	[略]	7	[略]	[略]	[略]	[略]	8	[略]	[略]	[略]	[略]	9	[略]	[略]	[略]	[略]	10	[略]	[略]	[略]	[略]	11	[略]	[略]	[略]	[略]	12	[略]	[略]	[略]	[略]	13	[略]	[略]	[略]	[略]	14	設計業務管理の手引書	発注者として業務を適正に管理するための手法やチェックリスト等	制定 平成15年3月 最終改正 令和7年3月	農村振興局整備部長	15	[略]	[略]	[略]	[略]	16	[略]	[略]	[略]	[略]	17	測量作業規定	測量法に基づき、公共測量を実施する機関が、観測機械の種類、観測法、計算法等を定めた規程	制定 平成9年7月 最終改正 令和6年3月	農村振興局長	<table border="1"> <tbody> <tr> <td>1-4. 設計等における数値の扱い</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>1-5. 技術者の職種区分</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>1-6. 調査業務及び測量業務における業務歩掛見積り</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>1-7. 地質・土質調査業務と測量及び設計業務を一括して発注する場合</td> <td>[略]</td> <td>[略]</td> </tr> </tbody> </table>	1-4. 設計等における数値の扱い	[略]	[略]	1-5. 技術者の職種区分	[略]	[略]	1-6. 調査業務及び測量業務における業務歩掛見積り	[略]	[略]	1-7. 地質・土質調査業務と測量及び設計業務を一括して発注する場合	[略]	[略]
番号	図書名	内容	制定日等	通知者等																																																																																																				
1	調査・測量・設計業務共通仕様書	設計等業務の契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るための図書	制定 平成6年3月 最終改正 令和7年3月	農村振興局長																																																																																																				
2	調査・測量・設計業務等特別仕様書記載例	共通仕様書を補足するための特別仕様書を作成する際の参考資料	制定 平成13年3月 最終改正 令和7年3月	農村振興局整備部長																																																																																																				
3	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																																				
4	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																																				
5	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																																				
6	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																																				
7	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																																				
8	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																																				
9	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																																				
10	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																																				
11	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																																				
12	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																																				
13	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																																				
14	設計業務管理の手引書	発注者として業務を適正に管理するための手法やチェックリスト等	制定 平成15年3月 最終改正 令和7年3月	農村振興局整備部長																																																																																																				
15	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																																				
16	[略]	[略]	[略]	[略]																																																																																																				
17	測量作業規定	測量法に基づき、公共測量を実施する機関が、観測機械の種類、観測法、計算法等を定めた規程	制定 平成9年7月 最終改正 令和6年3月	農村振興局長																																																																																																				
1-4. 設計等における数値の扱い	[略]	[略]																																																																																																						
1-5. 技術者の職種区分	[略]	[略]																																																																																																						
1-6. 調査業務及び測量業務における業務歩掛見積り	[略]	[略]																																																																																																						
1-7. 地質・土質調査業務と測量及び設計業務を一括して発注する場合	[略]	[略]																																																																																																						

改正後			現行		
1-8. 電子成果品作成費の計上方法	[略]	[略]	1-8. 電子成果品作成費の計上方法	[略]	[略]
1-9. 諸経費率の扱いについて	[略]	[略]	1-9. 諸経費率の扱いについて	[略]	[略]
1-10. 設計変更に伴う業務価格の積算について	[略]	[略]	1-10. 設計変更に伴う業務価格の積算について	[略]	[略]
1-11. 熱中症対策費用の積上げ計上について	熱中症対策費用として積上げ計上できる現場の施設や設備を示されたい。	主に現場の施設や設備に対する熱中症対策に関する費用については、遮光ネット、大型扇風機、送風機、給水器、日除けネット、ミストファン、休息車の配置等を対象とする。 なお、熱中症対策に関する施設及び設備について、リース品の場合は、当該業務における施設・設備の設置期間分のリース費用を計上し、購入品の場合は、当該業務における施設・設備の設置期間分の減価償却費を計上する。 設置期間分の減価償却費については国税庁が定める「主な減価償却資産の耐用年数表」を参考に算出することとし、設備の種類及び規模並びに設置期間については、受発注者協議の上決定するものとする。	[新設]	[新設]	[新設]

2. 調査業務

項目	質 疑	回 答																													
2-1. 一般調査費、解析等調査業務費の算出例	[略]	[略]																													
2-2. 機械ボーリングの掘削延長	[略]	[略]																													
2-3. 資機材等の現地搬入・搬出費	現地搬入・搬出費はどのようにするのか。	<p>運搬費は間接調査費で計上する。 運搬費は、最寄の積算基地から現地までの資機材等の搬入、搬出（機械器具等運搬）を対象とする。 ボーリング用資機材等の搬入、搬出は、2t、3t、4tの2.9t吊りクレーン付きトラックによる運搬を標準（ボーリング用資材1編成分）とするが、これによりがたい場合は別途考慮する。</p> <p>3t車（2.9t吊りクレーン付き）の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>名称</th> <th>規格</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>労務費</td> <td>運転手(特殊)</td> <td></td> <td>人</td> <td></td> <td>α (人/h) × T</td> </tr> <tr> <td>材料費</td> <td>軽油</td> <td></td> <td>L</td> <td></td> <td>β (L/h) × T</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">機械経費</td> <td>トラック損料</td> <td>3t車 (クレーン付き)</td> <td>時間</td> <td>T</td> <td>土地改良事業等請負工事機械経費算定基準による。</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>日</td> <td></td> <td>〃</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. $T = [\text{運搬距離 (km)}] \div 30(\text{km/h})$: 小数点以下第2位(第3位四捨五入) $\alpha = [\text{年間標準運転日数}] \div [\text{年間標準運転時間}]$ $\beta = [\text{運転1時間当たり燃料消費量(L/h)}]$ 2. 運搬距離は往路、復路の合計とする。 <u>3. 運搬距離は、空荷を含む距離とする。</u></p>	項目	名称	規格	単位	数量	摘要	労務費	運転手(特殊)		人		α (人/h) × T	材料費	軽油		L		β (L/h) × T	機械経費	トラック損料	3t車 (クレーン付き)	時間	T	土地改良事業等請負工事機械経費算定基準による。	〃	〃	日		〃
項目	名称	規格	単位	数量	摘要																										
労務費	運転手(特殊)		人		α (人/h) × T																										
材料費	軽油		L		β (L/h) × T																										
機械経費	トラック損料	3t車 (クレーン付き)	時間	T	土地改良事業等請負工事機械経費算定基準による。																										
	〃	〃	日		〃																										

2. 調査業務

項目	質 疑	回 答																													
2-1. 一般調査費、解析等調査業務費の算出例	[略]	[略]																													
2-2. 機械ボーリングの掘削延長	[略]	[略]																													
2-3. 資機材等の現地搬入・搬出費	現地搬入・搬出費はどのようにするのか。	<p>運搬費は間接調査費で計上する。 運搬費は、最寄の積算基地から現地までの資機材等の搬入、搬出（機械器具等運搬）を対象とする。 ボーリング用資機材等の搬入、搬出は、2t、3t、4tの2.9t吊りクレーン付きトラックによる運搬を標準（ボーリング用資材1編成分）とするが、これによりがたい場合は別途考慮する。</p> <p>3t車（2.9t吊りクレーン付き）の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>名称</th> <th>規格</th> <th>単位</th> <th>数量</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>労務費</td> <td>運転手(特殊)</td> <td></td> <td>人</td> <td></td> <td>α (人/h) × T</td> </tr> <tr> <td>材料費</td> <td>軽油</td> <td></td> <td>L</td> <td></td> <td>β (L/h) × T</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">機械経費</td> <td>トラック損料</td> <td>3t車 (クレーン付き)</td> <td>時間</td> <td>T</td> <td>土地改良事業等請負工事機械経費算定基準による。</td> </tr> <tr> <td>〃</td> <td>〃</td> <td>日</td> <td></td> <td>〃</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. $T = [\text{運搬距離 (km)}] \div 30(\text{km/h})$: 小数点以下第2位(第3位四捨五入) $\alpha = [\text{年間標準運転日数}] \div [\text{年間標準運転時間}]$ $\beta = [\text{運転1時間当たり燃料消費量(L/h)}]$ 2. 運搬距離は往路、復路の合計とする。 <u>[新設]</u></p>	項目	名称	規格	単位	数量	摘要	労務費	運転手(特殊)		人		α (人/h) × T	材料費	軽油		L		β (L/h) × T	機械経費	トラック損料	3t車 (クレーン付き)	時間	T	土地改良事業等請負工事機械経費算定基準による。	〃	〃	日		〃
項目	名称	規格	単位	数量	摘要																										
労務費	運転手(特殊)		人		α (人/h) × T																										
材料費	軽油		L		β (L/h) × T																										
機械経費	トラック損料	3t車 (クレーン付き)	時間	T	土地改良事業等請負工事機械経費算定基準による。																										
	〃	〃	日		〃																										

改正後			現行		
2-4. 土質と岩盤ボーリングが混在する場合の運搬費	[略]	[略]	2-4. 土質と岩盤ボーリングが混在する場合の運搬費	[略]	[略]
2-5. 現場内小運搬の積算例	[略]	[略]	2-5. 現場内小運搬の積算例	[略]	[略]
2-6. 室内土質試験等	[略]	[略]	2-6. 室内土質試験等	[略]	[略]
2-7. 解析等調査業務	解析等調査業務を計上する場合の取扱いを示されたい。	ボーリング等の作業を行う場合においては、原則として解析等調査業務（ <u>計画準備</u> 、既存資料の収集・現地調査、資料整理取りまとめ、断面図等の作成、総合解析取りまとめ、打合せ）を計上するものとする。	2-7. 解析等調査業務	解析等調査業務を計上する場合の取扱いを示されたい。	ボーリング等の作業を行う場合においては、原則として解析等調査業務（既存資料の収集・現地調査、資料整理取りまとめ、断面図等の作成、総合解析取りまとめ、打合せ）を計上するものとする。
	[略]	[略]		[略]	[略]

3. 測量業務

項目	質 疑	回 答
3-1. 成果検定費を計上する場合の留意点	<p>成果検定費は、成果の重要性を勘案して検定が必要な場合計上するとあるが、検定を要する測量にはどのようなものがあるか。</p> <p>[略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 水準測量関係 1 級水準測量(レベル等による) 全てを検定の対象とする。 2 級水準測量(レベル等による) 全てを検定の対象とする。 3 級及び4 級水準測量(レベル等による) 下記の2項目のうちのいずれかに該当する場合を検定の対象とする。 ①永久標識及びそれに準ずる標識を設置する場合。 ②図化のための簡易水準測量の基準を与える幹線測量となる場合。</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 数値地形図データ作成関係 現地測量・数値図化・数値地形図修正・航空レーザ測量で作成した数値地形図データファイルについては、<u>計画機関が特に指定する場合を除き</u>、面積・縮尺にかかわらず検定の対象とする。</p> <p>(5) [略]</p>	
	[略]	[略]
	[略]	[略]
3-2. 変化率の適用方法	[略]	[略]
3-3. 地域区分の定義	[略]	[略]
3-4. 標準歩掛における率計上費目の構成内訳	[略]	[略]
3-5. 路線測量における留意点	[略]	[略]
3-6. 現地測量の歩掛適用範囲	[略]	[略]

3. 測量業務

項目	質 疑	回 答
3-1. 成果検定費を計上する場合の留意点	<p>成果検定費は、成果の重要性を勘案して検定が必要な場合計上するとあるが、検定を要する測量にはどのようなものがあるか。</p> <p>[略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 水準測量関係 1 級水準測量(レベル等による) 全てを検定の対象とする。 2 級水準測量(レベル等による) 全てを検定の対象とする。 3 級水準測量(レベル等による) 下記の2項目のうちのいずれかに該当する場合を検定の対象とする。 ①永久標識及びそれに準ずる標識を設置する場合。 ②図化のための簡易水準測量の基準を与える幹線測量となる場合。</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 数値地形図データ作成関係 現地測量・数値図化・数値地形図修正・航空レーザ測量で作成した数値地形図データファイルについては、面積・縮尺にかかわらず検定の対象とする。</p> <p>(5) [略]</p>	
	[略]	[略]
	[略]	[略]
3-2. 変化率の適用方法	[略]	[略]
3-3. 地域区分の定義	[略]	[略]
3-4. 標準歩掛における率計上費目の構成内訳	[略]	[略]
3-5. 路線測量における留意点	[略]	[略]
3-6. 現地測量の歩掛適用範囲	[略]	[略]

改正後			現 行		
[削る]			<p>3-7. <u>世界測地系への移行に伴う留意点等</u></p>	<p><u>測地成果 2000 とは何か。</u></p>	<p><u>測量の基準とする位置座標の値を日本固有の「日本測地系」から、世界共通基準として使用されている「世界測地系」に移行することで、平成 14 年 4 月の改正測量法の施行をもって適用される。このため、平成 14 年度 4 月以降の公共測量の実施においては、世界測地系に基づき業務を行う必要がある。</u></p> <p><u>なお、これに伴い位置座標の値は、例えば関東地方において東南方向へ約 450m 修正変更が必要となる。</u></p>
				<p><u>測地成果 2000 に伴い業務(工事)実施上の留意点は如何に。</u></p>	<p><u>既往の実施図面成果と今後の公共測量に基づき実施された図面成果において、位置座標値が整合（接合）しない事態が発生するため、継続的管理を要する図面成果については、測地系の適用を区分した表記が必要となる。</u></p> <p><u>1. 図面枠外に「世界測地系」を適用。</u></p> <p><u>2. 図面枠座標値の値修正。</u></p> <p><u>3. 図面枠座標線の位置修正。</u></p> <p><u>4. 座標変換ソフト使用による図面成果再出力等の対応が必要となる。</u></p> <p><u>なお、世界測地系への移行に併せて、国土交通省所管の「水準点」成果も変更される。修正後の値については、各地方整備局に問合せの上使用する事になる。</u></p>
3-7. 測量調査費として計上する内容	[略]	[略]	3-8. 測量調査費として計上する内容	[略]	[略]
3-8. 空中写真測量、深淺測量、UAV 写真測量の適用歩掛	[略]	[略]	3-9. 空中写真測量、深淺測量、UAV 写真測量の適用歩掛	[略]	[略]
4 ~ 5 [略]			4 ~ 5 [略]		

改正後			現行		
6. 現場技術業務			6. 現場技術業務		
項目	質疑	回答	項目	質疑	回答
6-1. 設計変更の積算方法	[略]	[略]	6-1. 設計変更の積算方法	[略]	[略]
6-2. 標準的な計算例	標準的な計算例を示されたい。	<p>[現場技術業務（監督支援型）の価格積算に関する計算例] （技術者単価は令和8年度を用いている。） 【計算例の条件】 履行期間＝100日間 準備期間＝5日間 業務期間＝履行期間－準備期間＝100日間－5日間＝95日間 内業55日間、外業40日間（現場経費として業務用自動車の使用を見込む場合）とする。</p> <p>（計算例） 業務期間（月数）＝95日間/（30.4日/月）＝3.1ヶ月 （小数点以下第2位四捨五入、第1位止め）</p> <p>履行開始日 作業開始日 履行完了日</p> <p>← 準備期間(5日間) 業務期間(95日間) 内業55日間・外業40日間 →</p> <p>← 履行期間(100日間) →</p> <p>(1) 直接人件費の計上方法 ア 一般勤務に係る費用の積算方法 一般勤務に係る直接人件費の対象となる期間は、業務期間とする。 直接人件費の費用の算定は、業務期間（日数単位）に係数（0.64）及び該当職種の基準日額を乗じて求めるものとする。 <u>なお、現場技術員の配置等の往復旅行時間に係る直接人件費は別途計上する。</u></p> <p>（計算例） 現場技術員（B）（技師C）の場合 一般勤務の人件費＝業務期間（日数）×係数（0.64）×技師Cの基準日額 ＝95日間×0.64×42,500円＝2,584,000円</p>	<p>[現場技術業務（監督支援型）の価格積算に関する計算例] （技術者単価は令和7年度を用いている。） 【計算例の条件】 履行期間＝100日間 準備期間＝5日間 業務期間＝履行期間－準備期間＝100日間－5日間＝95日間 内業55日間、外業40日間（現場経費として業務用自動車の使用を見込む場合）とする。</p> <p>（計算例） 業務期間（月数）＝95日間/（30.4日/月）＝3.1ヶ月 （小数点以下第2位四捨五入、第1位止め）</p> <p>履行開始日 作業開始日 業務完了日</p> <p>← 準備期間(5日間) 業務期間(95日間) 内業55日間・外業40日間 →</p> <p>← 履行期間(100日間) →</p> <p>(1) 直接人件費の計上方法 ア 一般勤務に係る費用の積算方法 一般勤務に係る直接人件費の対象となる期間は、業務期間とする。 直接人件費の費用の算定は、業務期間（日数単位）に係数（0.64）及び該当職種の基準日額を乗じて求めるものとする。 <u>【新設】</u></p> <p>（計算例） 現場技術員（B）（技師C）の場合 一般勤務の人件費＝業務期間（日数）×係数（0.64）×技師Cの基準日額 ＝95日間×0.64×40,300円＝2,450,240円</p>		
項目	質疑	回答	項目	質疑	回答
	イ 業務打合せ	<p>業務打合せは、業務の管理及び総括等を管理技術者が1ヶ月毎に実施するもので、その対象となる期間は業務期間とする。 打合せに必要な費用の算定は、管理技術者に打合せ回数を乗じて求めるものとする。 なお、管理技術者は「技師A」とし、現場技術員1人当たり0.25人/回を計上する。但し1名/回を上限とする。</p> <p>業務期間3.1ヶ月（95日間）打合せ回数＝3回（業務期間小数第1位四捨五入）</p> <p>業務打合せは、1回当たりの打合せ歩掛が0.25人/回であるため、1回当たり1日（打合せ及び移動に要する日数）を基本とする。ただし、交通機関の事情等でこれにより難しい場合は別途実情に基づいて検討する。</p> <p>（計算例） 現場技術員1人で移動時間が往復2時間（0.25日）の場合。 業務打合せ人件費＝技師Aの基準日額× （技師Aの歩掛×人数＋移動に要する日数）×打合せ回数</p>		イ 業務打合せ	<p>業務打合せは、業務の管理及び総括等を管理技術者が1ヶ月毎に実施するもので、その対象となる期間は業務期間とする。 打合せに必要な費用の算定は、管理技術者に打合せ回数を乗じて求めるものとする。 なお、管理技術者は「技師A」とし、現場技術員1人当たり0.25人/回を計上する。但し1名/回を上限とする。</p> <p>業務期間3.1ヶ月（95日間）打合せ回数＝3回（業務期間小数第1位四捨五入）</p> <p>業務打合せは、1回当たりの打合せ歩掛が0.25人/回であるため、1回当たり1日（打合せ及び移動に要する日数）を基本とする。ただし、交通機関の事情等でこれにより難しい場合は別途実情に基づいて検討する。</p> <p>（計算例） 現場技術員1人で移動時間が往復2時間（0.25日）の場合。 業務打合せ人件費＝技師Aの基準日額× （技師Aの歩掛×人数＋移動に要する日数）×打合せ回数</p>

改正後

=62,600円×(0.25人/回+0.25人)×3回
=93,900円
旅費交通費 : 打合せ回数分を計上

(2) ~ (3) [略]

6-3. 配置技術者の目安
[略]

第8 [略]

現行

=59,600円×(0.25人/回+0.25人)×3回
=89,400円
旅費交通費 : 打合せ回数分を計上

(2) ~ (3) [略]

6-3. 配置技術者の目安
[略]

第8 [略]